

令和4事業年度

業務実績に関する説明資料
「評価の要約」

独立行政法人勤労者退職金共済機構の概要

1. 設立目的

中小企業退職金共済法の規定による中小企業退職金共済制度（一般の中小企業退職金共済制度、特定業種退職金共済制度）を運営するとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことを目的とする。

2. 設立時期

平成15年10月1日

3. 役職員数（令和5年4月2日現在）

役員6名（理事長1名、理事長代理1名、理事2名、監事2名（うち非常勤1名））

職員252名

4. 業務概要

（1）中小企業退職金共済制度

○一般の中小企業退職金共済制度

- ・中小企業の従業員を対象とし、事業主が金融機関を通じて毎月一定の掛金を納付すると、従業員が退職したときに、機構から直接当該従業員に退職金を支給する。

○特定業種退職金共済制度

- ・特定業種（厚生労働大臣が指定：現在、建設業、清酒製造業、林業の三業種）において期間雇用される従業員を対象とし、現場で働く期間雇用者が所持する共済手帳に事業主が雇用日数に応じ共済証紙（日額：建設業320円、清酒製造業300円、林業470円）を貼付し、当該期間雇用者が業界で働くことをやめたときに、機構から直接当該期間雇用者に退職金を支給する。

（2）勤労者財産形成促進制度

○勤労者財産形成持家融資制度

- ・勤労者の財産形成を促進し、生活の安定を図るため、財形貯蓄を1年以上行っている勤労者を対象に、勤労者本人が居住する住宅を建設、購入または改良するために必要な資金を、事業主等を通じて、財形貯蓄残高の10倍（最高4,000万円）まで低利で融資する。

・業務実績 評価項目一覧

中期計画			評価項目No.	自己評価	ページ	
I. 国民に対し提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項						
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	I 退職金共済事業	1 一般の中小企業退職金共済事業	(1) 資産の運用【重要度 高】 (2) 確実な退職金の支給に向けた取組 (3) 加入促進対策の効果的实施 (4) サービスの向上	1-1	A	3
		2 建設業退職金共済事業	(1) 資産の運用【重要度 高】 (2) 確実な退職金の支給に向けた取組【難易度 高】 (3) 加入促進対策の効果的实施 (4) サービスの向上	1-2	B	12
		3 清酒製造業退職金共済事業	(1) 資産の運用【重要度 高】 (2) 確実な退職金の支給に向けた取組 (3) 加入促進対策の効果的实施 (4) サービスの向上	1-3	B	19
		4 林業退職金共済事業	(1) 資産の運用【重要度 高、難易度 高】 (2) 確実な退職金の支給に向けた取組 (3) 加入促進対策の効果的实施 (4) サービスの向上	1-4	B	28
	II 財産形成促進事業		1 融資業務の着実な実施 2 利用促進対策の効果的实施 3 財務運営	1-5	B	36
	III 雇用促進融資事業			1-6	B	40
	II. 業務運営の効率化に関する事項					
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等 2 業務運営の効率化に伴う経費削減 3 給与水準の適正化 4 業務の電子化に関する取組 5 契約の適正化の推進		2-1	B	41	
III. 財務内容の改善に関する事項						
第3 財務内容の改善に関する事項			3-1	B	46	
IV. その他の事項						
第4 その他業務運営に関する重要事項	1 内部統制の強化 2 情報セキュリティ対策の推進等 (1) 情報セキュリティ対策の推進 (2) 災害時等における事業継続性の強化 3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携 4 資産運用における社会的に優良な企業への投資		4-1	A	48	
第5 予算、収支計画及び資金計画 第6 短期借入金の限度額 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 第8 剰余金の使途 第9 職員の人事に関する計画 第10 積立金の処分に関する事項			5-1	B	52	

評価項目 No. 1-1 退職金共済事業(一般の中小企業退職金共済事業)

重要度 高

自己評価 **A**

(過去の主務大臣評価 平成30年度：B 令和元年度：B 令和2年度：A 令和3年度：B)

I 中期目標の内容

○一般の中小企業退職金共済(以下「中退共」という。)事業に係る業務に関し、共済契約者及び被共済者の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び中小企業の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。

(1) 資産の運用 【重要度 高】

【重要度 高】である理由：共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であるため。

○退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に中退共事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保すること。
・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保すること。

(2) 確実な退職金の支給に向けた取組

○未請求退職金の縮減の観点から、未請求者数縮減のための対策及び効果的な周知広報を行うこと。
・請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から3年経過後の未請求者数の比率を、毎年度1.3%以下とすること。
・請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から3年経過後の未請求退職金額の割合を、毎年度0.4%以下とすること。

(3) 加入促進対策の効果的実施

○加入勧奨対象を的確に把握した上で、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。
・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を165万人以上とすること。
・個別事業主に対する勧奨を普及推進員等1人当たり平均月15件以上行うこと。

(4) サービスの向上

○諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。契約及び退職金給付に当たり、厳正かつ迅速な審査を実施すること。
・退職金請求について、受付日から18業務日以内に、退職金を全数支給すること。

○ホームページの充実やニーズに即した相談業務、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。
・毎年度、ホームページの閲覧者の満足度(参考になった割合)を80%以上とすること。
・ホームページの中退共制度の情報へのアクセス件数を、毎年度115万件以上とすること。
・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。

II 指標の達成状況

目標(指標に関連する項目を箇条書きで簡潔に記載すること)	指 標	令和4年度		令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
		実績値	達成度	達 成 度			
(1) 資産の運用 【重要度 高】 ○退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に中退共事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保すること。	・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保すること。 ・国内債券 時間加重収益率 Δ 1.67% ベンチマーク収益率 Δ 1.65%	超過収益率 Δ 0.02%	99.01%	112.41%	142.71%	167.84%	104.76%
	・国内株式 時間加重収益率 6.15% ベンチマーク収益率 5.81%	超過収益率 0.34%	105.79%	117.88%	106.76%	97.00%	91.47%
	・外国債券 時間加重収益率 Δ 9.60% ベンチマーク収益率 Δ 10.48%	超過収益率 0.88%	108.40%	104.09%	163.99%	86.99%	90.66%
	・外国株式 時間加重収益率 1.93% ベンチマーク収益率 2.36%	超過収益率 Δ 0.43%	81.66%	86.00%	109.20%	106.27%	98.72%
(2) 確実な退職金の支給に向けた取組 ○未請求退職金の縮減の観点から、未請求者数縮減のための対策及び効果的な周知広報を行うこと。	・請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から3年経過後の未請求者数の比率を、毎年度1.3%以下とすること。	1.91%	68.1%	71.0%	76.0%	78.8%	89.0%
	・請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から3年経過後の未請求退職金額の割合を、毎年度0.4%以下とすること。	0.54%	74.1%	81.6%	87.0%	85.1%	97.6%
(3) 加入促進対策の効果的実施 ○加入勧奨対象を的確に把握した上で、効果的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。	・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を165万人以上とすること。 (令和4年度目標 319,000人以上)	363,018人 (中期目標期間では1,870,013人)	113.8% (中期目標期間では113.3%)	116.3%	111.0%	113.8%	110.2%
	・個別事業主に対する勧奨を普及推進員等1人当たり平均月15件以上行うこと。	訪問17.8件 (電話、文書等による勧奨を含む場合18.3件)	118.7%	100.7%	94.0%	124.0%	124.7%

<p>(4) サービスの向上 ○諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。契約及び退職金給付に当たり、厳正かつ迅速な審査を実施すること。</p>	・退職金請求について、受付日から18業務日以内に、退職金を全数支給すること。	100%	100%	100%	100%	100%	100%
○ホームページの充実やニーズに即した相談業務、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。	・毎年度、ホームページの閲覧者の満足度(参考になった割合)を80%以上とすること。	81.5%	101.9%	108.3%	107.3%	109.5%	108.8%
	・ホームページの中退共制度の情報へのアクセス件数を、毎年度115万件以上とすること。	1,753,182件 (通信監視サービス分を除くと1,280,142件)	152.5% (通信監視サービス分を除くと111.3%)	153.1% (通信監視サービス分を除くと112.0%)	131.8% (通信監視サービス分を除くと104.4%)	114.8%	123.0%
	・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。	1回	100%	100%	100%	100%	100%

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	<p>要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること) 同一指標で2年続けて達成度が120%以上又は80%未満の場合は、目標変更の要否についても記載すること。</p>
<p>確実な退職金の支給に向けた取組</p>	<p>③退職金未請求の背景に関する調査結果によると、未請求率高止まりの主な要因が、拡充された企業間通算制度の利用拡大や、退職金額が少額の層における手続負担の忌避であることを確認した。 なお、企業間通算制度の利用拡大自体は好ましいことであり、当該要因に基づく未請求率の底上げ分については、目標値を引き上げることが適当であるため、第5期の指標においては、目標が見直された。</p>
<p>ホームページアクセス件数</p>	<p>③ホームページアクセス件数の目標値と実績値の乖離の大宗については、情報セキュリティ通信監視サービスによって、外部から事業本部のホームページに対し頻繁に稼働状況を監視されていることが要因であり、そのアクセス件数は、推計値で年間473,040件程度である。これを除いても1,280,142件のアクセス件数を獲得しており、コロナ禍による対面での情報収集の代替需要増加に加え、周知広報キャンペーンにおける特別臨時サイトの開設や、恒常化したオンライン制度説明会の募集等が寄与していると考えられる。(参考：達成度 111.3%) なお、指標として適切か否か検討を行った結果、第5期においては本指標を設定しないこととされた。</p>

Ⅲ 評定の根拠

根拠	理由
資産の運用 (詳しくは「令和4年度資産運用に関する評価報告書」参照)	<p>(1)委託運用部分の収益率について、4資産のうち、外国株式は市場平均を下回る水準となったが、国内債券はほぼ市場平均並み、国内株式・外国債券は市場平均を上回った(P7図表1参照)。</p> <p>外国株式は、長期的な成長の見込まれる銘柄の株価について、急激な金利上昇の影響が強く出たことが主因であり、運用受託機関の運用方針・体制に問題のないことが確認されている。</p> <p>国内債券については、金利戦略を得意とするファンドが、国内金利が上昇する難しい局面にもかかわらず、ベンチマークを上回る収益率を上げたものの、海外の金融不安が国内にも波及しクレジット戦略を主な収益源とするファンドの収益率がベンチマークに劣後したため、全体では僅かながらベンチマークを下回った。</p> <p>(2)運用損益は世界的な金利上昇に因る債券価格下落を主因にマイナスとなったが、利益剰余金は財務基盤に特段不安の無い水準を確保している。</p> <p>(3)運営面では、第4期中期計画中に進めた一連の改革の総仕上げとして、委託運用における全経理合同運用、全経理一本化された新しい「資産運用の基本方針」制定を実現したほか、組織・体制面でも、今後見込まれるサステナビリティ関連活動への期待の強まりを見据えた高度専門人材の確保を行った。併せて、資産運用部の効率性向上を企図し、組織を見直すこととした。</p> <p>(4)さらに、厚生労働省に対する適時適切な情報提供が、付加退職金の支給ルールの見直しに繋がった。</p> <p>(5)これらの成果は、資産運用委員会からも高く評価された。</p>
確実な退職金の支給に向けた取組	<p>目標未達の主な要因は、①企業間通算制度の拡充(通算期間延長(2年→3年))が浸透、定着しつつある中で、企業間通算希望者が増加し、未請求件数、金額が増加したこと、②未請求者の半数を占める退職金額5万円未満層の手続き負担の忌避傾向が高まっていることが挙げられる(P10図表3及び図表4参照)。</p> <p>目標達成には至らなかったが、退職後3年目の請求者数、退職金支払額とも前年度を上回る水準となった。 (請求者数 H30:936人⇒R1:1,170人⇒R2:1,728人⇒R3:1,613人⇒R4:1,715人;退職金支払額 H30:636百万円⇒R1:752百万円⇒R2:1,030百万円⇒R3:997百万円⇒R4:1,008百万円)</p> <p>累積受給権者数・金額に対する全未請求者数・金額の比率は低下傾向を続けており、確実な退職金の支給に向けた取組の実績は着実に上がっているものと思料される(P11図表5参照)。</p>
加入促進対策の効果的実施	<p>コロナ禍による活動環境の変化に対応した取組等により目標活動件数を達成した。説明会についてはW E B会議方式への全面移行を決定すると共に、説明会の全編録画も活用することで、機動性とアクセスのしやすさを向上させ、参加者の裾野を広げる等の成果を上げた。また、各種メディアを組み合わせた集中広報の展開や、各種アンケート結果等を踏まえたアピールポイントの見直し(「財務体質の強靭さ」に加えて制度の「確実性」を強調した)等P D C Aを利かせた施策を実施した。こうした中、加入者数では、仕入価格や人件費上昇に因る中小企業の景況感悪化という逆風の中、目標値を2桁上回る成果を上げた(加入目標達成率:113.8%)。加入者数の増加は運用資産の増加を通じて収益力を向上させるので、財務基盤強化との好循環に繋がっている。</p>

参考事項

○ 資産の運用に関する事項

【原因】

- 外国株式における収益率がベンチマークを下回ったのは、長期的な成長が見込まれ長期保有目的で購入されている銘柄の株価について、急激な金利上昇の影響（収益予想値の割引現在価値低下による自動的売却）が強く出たことが主因である。また、世界的な急激な政策転換（金利上昇）は、世界的なコロナ禍と、コロナ禍からの回復局面でのウクライナ問題発生という予測不能な事象が続く中での想定外の事象であり、当機構の運用受託機関における運用方針・体制に問題があった訳ではないことを確認している。
- 国内債券については、金利戦略を得意とするファンドが、国内金利が上昇する難しい局面にもかかわらず、ベンチマークを上回る収益率を上げたものの、海外の金融不安が国内にも波及しクレジット戦略を主な収益源とするファンドの収益率がベンチマークに劣後したため、全体では僅かながらベンチマークを下回った。

【対策】

- 長期的な成長が見込まれる銘柄を短期的な値動きに動じて手放さないことは長期的投資の観点から適切な対応であり、当該銘柄の株価については中期的には回復が見込まれるが、その動向を注視しつつ、運用受託機関の対応についても引き続き丁寧にフォローし、問題があれば見直しを実施する。
また、世界的に資産運用を巡る環境が大きく変化する中、資産運用の効率性低下を避けるため、基本ポートフォリオの見直しの必要性について継続的に検証を行い、必要に応じて機動的に実施する。
- 令和5年度からは、長期投資家たる機構の資産運用にふさわしい運用評価方法を導入する。※ P8（資産運用プロセス評価のイメージ）を参照
運用結果の要因分解・分析を基に各要因・効果について検証を行い、中長期的視点からプロセスに則った適切な対応を行う。
- こうした対策について、資産運用委員会からも「適切」との評価を得た。

・委託運用部分の収益率

（図表1）委託運用部分の収益率（令和4年度通期）

令和4年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	達成率
国内債券	△1.67%	△1.65%	△0.02%	99.01%
国内株式	6.15%	5.81%	0.34%	105.79%
外国債券	△9.60%	△10.48%	0.88%	108.40%
外国株式	1.93%	2.36%	△0.43%	81.66%

（参考 過去5年間の実績に対する評価）

超過収益率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年間年率
<評価>			<A>		<A>	<S>
国内債券	0.08%	0.12%	0.30%	0.15%	△0.02%	0.13%
国内株式	△0.43%	△0.29%	2.85%	0.36%	0.34%	0.40%
外国債券	△0.17%	△0.97%	1.19%	0.21%	0.88%	0.26%
外国株式	△0.13%	0.78%	5.50%	△3.21%	△0.43%	0.25%
合計	△0.08%	△0.16%	1.17%	△0.35%	0.13%	0.14%

※ 合計は各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した個別資産効果の合計値である。

資産運用プロセス評価のイメージ (長期投資家としての視点での評価)

5年間のローリングでも分析

(単位: %)

	令和〇年度
予定運用利回り(年率)	1.00
必要な利回り(年率)	1.10
期待収益率 (A)	1.68
うち自家運用	0.50
うち委託運用	3.45
収益率実績 (B)	1.46
うち自家運用	0.44
うち委託運用	3.00
実績-期待 (B-A)	▲ 0.22
うち自家運用	▲ 0.06
うち委託運用	▲ 0.45
市場収益要因	▲ 0.21
超過収益要因	▲ 0.13
資産配分効果	▲ 0.48
個別資産効果	0.35
複合効果	0.00
手数料要因	▲ 0.11
利益剰余金(C) (億円)	3,400
想定損失額(D) (億円)	4,400
利益剰余金過不足(C-D)	▲ 1,000

要因分解・分析

資産運用委員会

【定例検証】(毎年度)

【審議事項】(中長期的視点)

長期金利の想定からの乖離
(金融政策転換等)

期待収益率に係る重要な前提条件
の変化(市場構造変化等)

乖離許容幅等リバランス・ルール
の問題(過大な乖離許容幅等)

運用受託機関の期待からの乖離
(運用哲学転換等)

基本ポートフォリオ見直し

- 金融経済情勢分析
 - ・地政学リスク動向分析
 - ・長期金利見通し
 - ・期待収益率推計 等
- Liability sideの動向分析
 - ・加入・脱退者数見通し
 - ・自家運用の必要水準
 - ・必要な利回り 等
- 現代ポートフォリオ理論
 - ・Horizonの決定
 - ・資産構成算定手法の選択
 - ・資産構成の決定
 - ・想定損失額推計 等

リバランス・ルール見直し

- リバランスの効率性に関する定量的分析
 - ・乖離許容幅
 - ・頻度
 - ・修正幅

マネジャー・ストラクチャー見直し

- 募集・選考方法の選択評価・選考基準の設定
- 運用実績の定量的分析
 - ・リスク・リターン・バランス評価
 - ・スタイル分析・選択
 - ・金額配分 等
- 面談による定性評価
 - ・投資哲学
 - ・組織体制、資本関係
 - ・人材育成 等

予定運用利回り過大(過小)

予定運用利回り見直し

《指摘責任》

【労政審中退部会】

予定運用利回りの見直し

*「予定運用利回り」の決定は、「想定損失額」(制度全体に於ける下回ることの出来ない下限のリスク値)の決定になる。それは、運用において取るべき(許容する)リスク水準を概ね決定する。

参考事項

(図表2) 中退共(給付経理) 利益剰余金の推移

(単位: 億円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年間増減 (H30-R4)
必要な利益剰余金 (A)※1	4,268	4,675	5,150	5,025	5,290	5,218	—
利益剰余金 (B)	4,335	4,300	3,742	5,317	5,272	4,475	140
利益剰余金不足額 (B-A)	—	△375	△1,408	—	△18	△743	—
付加退職金 ※2	174	—	—	599	—	—	※3 773
運用収益 (億円)	1,076	359	△158	2,588	410	△360	2,840
運用資産残高 (億円)	48,463	49,158	49,362	52,298	53,121	53,125	4,662
被共済者加入実績 (人)	377,684	377,908	383,483	367,510	378,094	363,018	—
被共済者在籍数 (人)	3,401,344	3,442,253	3,487,966	3,536,953	3,581,005	3,586,864	185,520

※1 必要な利益剰余金は、機構が算出した額である。

※2 付加退職金は、厚生労働大臣が定めた支給率をもとに機構で算出した金額である。

※3 付加退職金の5年間増減欄は、期間中の合計額を表示している。

※4 単位未満は四捨五入しているため、計が一致しないことがある。

参考事項

○ 確実な退職金の支給に向けた取組に関する事項

(図表3) <請求しない主な理由アンケート:令和元年度～4年度>
(構成比%)

	退職金額	手続きが 分りにくい	時間がない	手続き面倒	通算希望
R元年度	～5万円	14.0	23.4	40.2	15.9
	5～10万円	0.0	8.3	16.7	58.3
	10～50万円	4.4	8.8	7.4	66.2
	50万円～	5.0	6.9	2.0	64.4
R2年度	～5万円	11.0	15.1	41.1	22.6
	5～10万円	4.2	4.2	12.5	62.5
	10～50万円	3.2	6.3	7.4	66.3
	50万円～	4.3	5.8	1.4	66.9
R3年度	～5万円	10.7	7.1	51.8	16.1
	5～10万円	9.4	15.6	40.6	34.4
	10～50万円	3.5	5.8	2.3	67.4
	50万円～	1.5	3.0	0.7	83.7
R4年度	～5万円	12.7	13.6	44.1	17.8
	5～10万円	0.0	4.3	21.7	52.2
	10～50万円	4.2	6.3	5.2	61.5
	50万円～	0.8	4.9	1.6	67.2

(図表4) <請求権発生から2年経過後、3年経過後の年度末時点の未請求者数等>

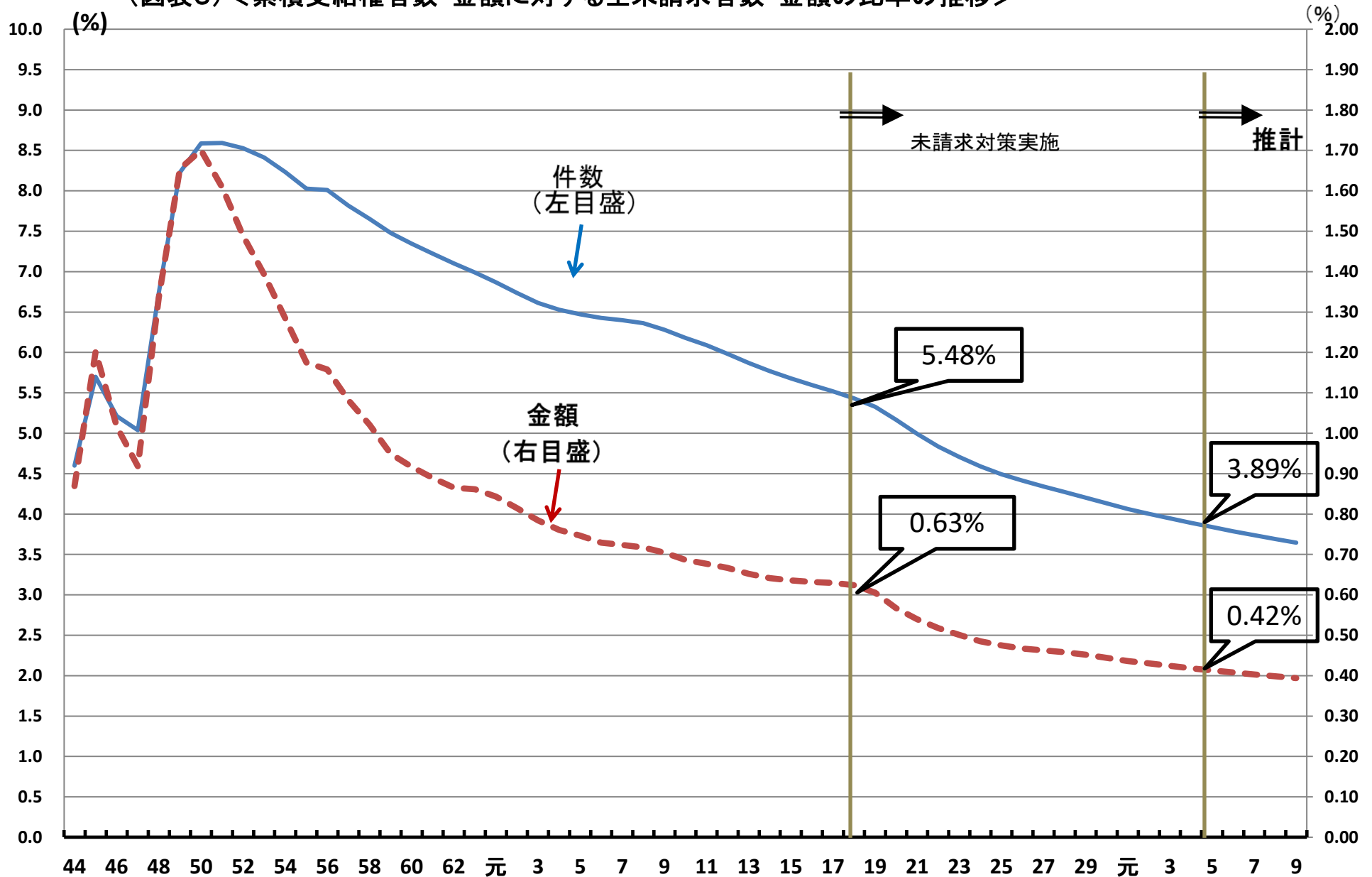
※企業間通算制度拡充(28年度法改正)は平成27年度退職者から適用

退職年度		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
未請求者数(人)	2年経過後	3,778 (H28.3時点)	3,839 (H29.3時点)	4,795 (H30.3時点)	5,459 (H31.3時点)	6,286 (R02.3時点)	6,687 (R03.3時点)	6,997 (R04.3時点)
	3年経過後	3,351 (H29.3時点)	3,147 (H30.3時点)	3,859 (H31.3時点)	4,289 (R02.3時点)	4,558 (R03.3時点)	5,074 (R04.3時点)	5,282 (R05.3時点)
未請求率(%)	2年経過後	1.42/ 0.46	1.46/ 0.43	1.82/ 0.58	2.10/ 0.68	2.36/ 0.75	2.42/ 0.76	2.53/ 0.81
	3年経過後	1.26/ 0.37	1.19/ 0.32	1.46/ 0.41	1.65/ 0.47	1.71/ 0.46	1.83/ 0.49	1.91/ 0.54
退職金額5万円未満(3年目:構成比%)		—	—	43.6	48.3	47.6	48.2	46.2
退職金額5～10万円未満(3年目:構成比%)		—	—	8.6	8.8	9.1	9.0	9.1
企業間通算申請(当年度中・件数)		—	—	2,512	2,965	3,306	3,458	4,012

- アンケート調査の結果をみると、未請求者のうち退職金額5万円以上の層において、未請求の理由に、転職に際しての「通算希望」を挙げる者の割合が、3分の2に及んでいる(図表3)。
- 一方、未請求者の過半数近くを占める退職金額5万円未満層については、4割以上が「手続き面倒」を理由とし、その割合は高まっている(図表3)。さらに退職金額5万円未満層の構成比も高まっており(図表4)、こうした動きも未請求率高止まりに繋がっているものと考えられる。
- 企業間通算制度拡充後、制度利用者が拡大していることは、企業間通算申請者数の急増により明らかである(図表4)。
- こうした未請求者は、自らが請求権を有していることを認識し、また制度に関する知識を有していると考えられるため、最終的には退職金を請求するものと考えられる。
- したがって、企業間通算制度拡充に伴う増加分を無理に低減させる必要はないものと思料する。
- 企業間通算制度拡充後の未請求率の動きを見ると、人数ベースで0.3～0.4%程度の押上効果が窺われるため、未請求率のこれ以上の引下げ余地は余りないものと考えられる(図表4)。
- しかしながら、退職金額5万円未満層については、手続負担の軽減や制度の知名度向上等により、人数削減の余地があるものと思われるため、引き続き未請求率低減に向けた取組は続けて参りたい(図表4)。
- 知名度向上については、資産運用分野での活動(資料公表、スチュワードシップ活動)も寄与。

参考事項

(図表5) <累積受給権者数・金額に対する全未請求者数・金額の比率の推移>



評価項目 No. 1-2 退職金共済事業(建設業退職金共済事業)

難易度	高
重要度	高

自己評価 **B**

(過去の主務大臣評価 平成30年度：B 令和元年度：B 令和2年度：B 令和3年度：A)

I 中期目標の内容

○建設業退職金共済(以下「建退共」という。)事業に係る業務に関し、加入者の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び建設業を営む中小企業の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。

(1) 資産の運用 【重要度 高】

【重要度 高】である理由：共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であるため。

- 退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に建退共事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保すること。
 - ・委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率(複合市場平均収益率)を確保すること。
 - ※ 2022(令和4)年度以降は、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)とする。

(2) 確実な退職金の支給に向けた取組 【難易度 高】

【難易度 高】である理由：建設業の期間労働者は、工事現場を転々とする場合が多く、雇用の流動性が高いこと、重層下請構造により雇用関係が複雑であることから建設事業者による雇用管理の取組が容易でなく、労働者の住所及び勤務先を把握し続けることが難しいため。

- 過去3年間手帳更新がない被共済者及び高齢の被共済者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。
 - ・長期末更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。
 - ・中期目標期間の最終年度までに、長期末更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。
- 過去2年間手帳の更新をしていない共済契約者への共済証紙の適正な貼付のための取組を促進すること。
 - ・毎年度1回以上、共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行うこと。

(3) 加入促進対策の効果的実施

- 加入勧奨対象を的確に把握した上で、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。
 - ・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を54万5,000人以上とすること。

(4) サービスの向上

- 加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図るため、必要に応じて見直しを行うこと。
 - ・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。
- ホームページの充実やニーズに即した相談業務、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。
 - ・ホームページの建退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度66万件以上とすること。
 - ・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。

II 指標の達成状況

目標(指標に関連する項目を簡条書きで簡潔に記載すること)	指 標	令和4年度		令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
		実績値	達成度	達 成 度			
(1) 資産の運用 【重要度 高】 ○退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に建退共事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保すること。	・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保すること。 ・国内債券 時間加重収益率 Δ 1.67% ベンチマーク収益率 Δ 1.65%	超過収益率 Δ 0.02%	99.01%	※ 【給付経理】 174.64%	※ 【給付経理】 110.80%	※ 【給付経理】 97.14%	※ 【給付経理】 71.18%
	・国内株式 時間加重収益率 6.15% ベンチマーク収益率 5.81%	超過収益率 0.34%	105.79%				
	・外国債券 時間加重収益率 Δ 9.60% ベンチマーク収益率 Δ 10.48%	超過収益率 0.88%	108.40%	※ 【特別給付 経理】 230.12%	※ 【特別給付 経理】 114.79%	※ 【特別給付 経理】 98.84%	※ 【特別給付 経理】 45.81%
	・外国株式 時間加重収益率 1.93% ベンチマーク収益率 2.36%	超過収益率 Δ 0.43%	81.66%				
(2) 確実な退職金の支給に向けた取組【難易度 高】 ○過去3年間手帳更新がない被共済者及び高齢の被共済者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。	・長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点で、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。	実施済	100%	100%	100%	100%	100%
	・中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。 (前中期目標期間終了時 369,592人)	7,597人 減少 (361,995人)	100%	—	—	—	—
○過去2年間手帳の更新をしていない共済契約者への共済証紙の適正な貼付のための取組を促進すること。	・毎年度1回以上、共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行うこと。	1回	100%	100%	100%	100%	100%
(3) 加入促進対策の効果的実施 ○加入勤奨対象を的確に把握した上で、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。	・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を54万5,000人以上とすること。 (令和4年度目標 106,000人以上)	102,268人 (中期目標期間では 548,381人)	96.5% (中期目標期間では 100.6%)	99.4%	107.1%	103.0%	97.1%
(4) サービスの向上 ○加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図るため、必要に応じて見直しを行うこと。	・退職金請求について、受付日から22営業日以内に、退職金を全数支給すること。	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※ 令和3年度以前の指標は、「毎年度、複合ベンチマーク収益率(複合市場平均収益率)を確保すること。」

○ホームページの充実やニーズに即した相談業務、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。	・ホームページの建退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度66万件以上とすること。	1,399,490件 (通信監視サービス分を除くと926,450件)	212.0% (通信監視サービス分を除くと140.4%)	223.4% (通信監視サービス分を除くと151.7%)	160.5% (通信監視サービス分を除くと112.8%)	113.1%	113.5%
	・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。	1回	100%	100%	100%	100%	100%

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること) 同一指標で2年続けて達成度が120%以上又は80%未満の場合は、 目標変更の要否 についても記載すること。
ホームページのアクセス件数	③ホームページアクセス件数の目標値と実績値の乖離については、情報セキュリティ通信監視サービスによって、外部から事業本部のホームページに対し頻繁に稼働状況を監視されていることが要因であり、そのアクセス件数は、推計値で年間473,040件程度である。これを除いても926,450件のアクセス件数を獲得している。 (参考：達成度140.4%) また、通信監視サービス件数を除いても、なお目標値を超えるアクセス件数となっている要因としては、令和4年度においても、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止の状況の中で、ホームページによる各種手続き案内の閲覧及び申請書のダウンロード活用等が増加したものと考えられる。 また、建退共制度に関する解説動画をリニューアルしたとともに、電子申請方式の操作説明会動画を掲載し普及促進に努めたさらに「よくある質問」の拡充及び公共工事を受注した建設業者向けのページを新設し、元請・下請別に公共工事における手続きの流れを案内するとともに、適切な掛金納付のお願いのチラシを掲載した。 なお、令和3年度及び4年度における達成度が120%超となっていることを踏まえ、指標として適切か否か検討を行った結果、第5期においては本指標を設定しないこととされた。

Ⅲ 評定の根拠

根拠	理由
資産の運用	委託運用部分について、一般中退と合同運用のため評定の根拠は、P6 評価項目No. 1 - 1 Ⅲ「資産の運用」の(1)(2)(3)及び(5)と同じ。 なお、令和4年度から合同運用を行っているが、合同運用のメリットは、基本的に規模の利益であり、具体的には、①委託手数料率の低下、②リスク分散機能の向上、③運用受託機関との交渉力の強化（より良いファンド・マネジャーの登用、随時の情報提供等）等が挙げられる。
確実な退職金の支給に向けた取組	ターゲットを特定した対策として、高齢者を対象とした請求勧奨をするとともに住所情報を把握していない被共済者（約2万4千人）について、事業所（約8千所）への住所情報の提供を依頼した。また、加入者全体を対象として、新聞・TVなどマスメディアを活用した集中的な広報、制度改正・電子申請方式に関する全契約者への通知や説明会を開催し、更新手続き等の要請を行うとともに、長期未更新防止を目的として掛金納付状況を定期的に被共済者本人へ通知した。これらの対策を精力的に実施した結果、増加の趨勢（すうせい）にあった長期未更新者数を、令和3事業年度に引き続き、令和4事業年度もさらに2,423人減少させた。これにより、中期目標期間の最終年度の長期未更新者数は、前中期目標期間の終了時の369,592人から361,995人になり、7,597人減少し目標を達成した。（平成26年度からの長期未更新者数の推移についてはP17図表6参照）
サービスの向上	電子申請方式については、共済契約者からの要望を基に、電子申請サイトの体験版を構築することにより、未利用者においても電子申請システムの操作を試すことができるよう利便性の向上を図った（電子申請方式導入企業 令和3年度末：7,750社、令和4年度末：16,157社、申込率9.3%（共済契約者174,575社））。 就労実績報告作成ツールについては、共済契約者からの要望を基に「建設キャリアアップシステム」に蓄積された就業履歴情報等を元請及び一次下請が一括して就労実績報告作成ツールに登録できるよう「元請・一次下請一括作業方式」の機能を追加し、元請・下請間のデータファイルの授受や二次下請以降の作業を軽減し、事務の簡略化・迅速化となる改修を行った（累計ダウンロード件数 令和3年度末：38,509件、令和4年度末：74,915件）。 このような改良を継続的に行うとともに、共済手帳申込等の手続についてオンライン申請が可能となるシステム改修も実施し、共済契約者の利便性の向上を達成している。 結果、令和5年3月の電子申請による掛金納付率は4.3%となり、対前年同期比で2.0%上昇した（令和4年3月実績2.3%）。 ホームページについては、制度に関する解説動画や電子申請方式の操作説明会動画を掲載し、さらに「よくある質問」の拡充や各種申請書の 카테고리化を行い、また、公共工事を受注した建設業者向けに事務手続きの流れを説明したページを新設しサービスの向上を図った。

参考事項

○ 資産の運用に関する事項

【原因】

- 外国株式における収益率がベンチマークを下回ったのは、長期的な成長が見込まれ長期保有目的で購入されている銘柄の株価について、急激な金利上昇の影響（収益予想値の割引現在価値低下による自動的売却）が強く出たことが主因である。また、世界的な急激な政策転換（金利上昇）は、世界的なコロナ禍と、コロナ禍からの回復局面でのウクライナ問題発生という予測不能な事象が続く中での想定外の事象であり、当機構の運用受託機関における運用方針・体制に問題があった訳ではないことを確認している。
- 国内債券については、金利戦略を得意とするファンドが、国内金利が上昇する難しい局面にもかかわらず、ベンチマークを上回る収益率を上げたものの、海外の金融不安が国内にも波及しクレジット戦略を主な収益源とするファンドの収益率がベンチマークに劣後したため、全体では僅かながらベンチマークを下回った。

【対策】

- 長期的な成長が見込まれる銘柄を短期的な値動きに動じて手放さないことは長期的投資の観点から適切な対応であり、当該銘柄の株価については中期的には回復が見込まれるが、その動向を注視しつつ、運用受託機関の対応についても引き続き丁寧にフォローし、問題があれば見直しを実施する。
また、世界的に資産運用を巡る環境が大きく変化する中、資産運用の効率性低下を避けるため、基本ポートフォリオの見直しの必要性について継続的に検証を行い、必要に応じて機動的に実施する。
- 令和5年度からは、長期投資家たる機構の資産運用にふさわしい運用評価方法を導入する。※ P8（資産運用プロセス評価のイメージ）を参照
運用結果の要因分解・分析を基に各要因・効果について検証を行い、中長期的視点からプロセスに則った適切な対応を行う。
- こうした対策について、資産運用委員会からも「適切」との評価を得た。

（参考 過去5年間の実績に対する評価）

超過収益率	給付経理						特別給付経理					
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年間年率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年間年率
<評価>				<A>		<A>				<A>		<A>
国内債券	0.15%	0.18%	0.24%	0.12%	△0.02%	0.13%	0.33%	0.21%	0.35%	0.14%	△0.02%	0.20%
国内株式	△1.80%	0.24%	3.11%	2.59%	0.34%	0.71%	△7.81%	△0.35%	9.17%	1.54%	0.34%	△0.19%
外国債券	0.26%	0.29%	0.89%	0.47%	0.88%	0.57%	0.02%	0.37%	△0.02%	△0.26%	0.88%	0.22%
外国株式	△0.56%	△0.26%	△1.23%	1.13%	△0.43%	△0.25%	△0.54%	△3.41%	1.04%	0.29%	△0.43%	△0.91%
合計	△0.50%	△0.06%	1.12%	1.03%	0.12%	0.33%	△0.97%	△0.02%	1.21%	1.08%	0.12%	0.27%

参考事項

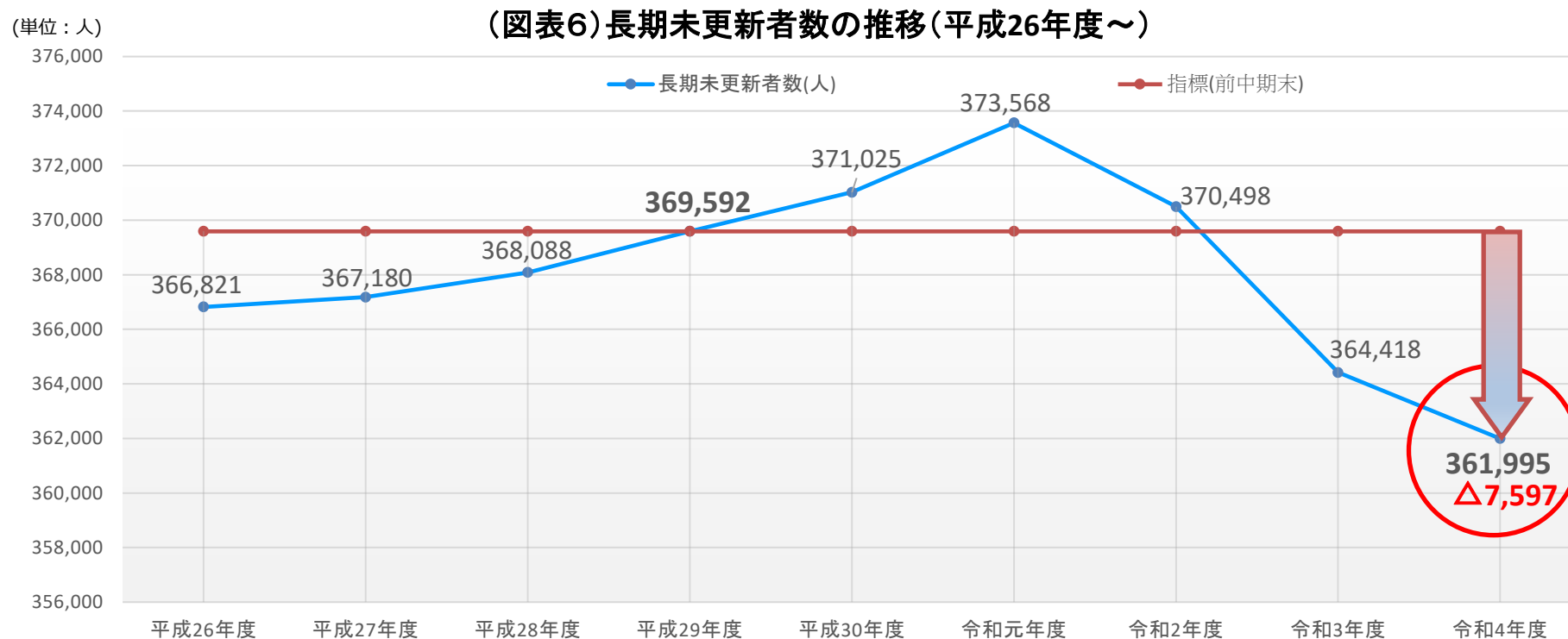
○ 確実な退職金の支給に向けた取組に関する事項

第4期中期目標期間における指標

中期目標期間の最終年度（令和4年度）までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時（369,592人）から減少させる。

〈長期未更新者とは〉 過去3年以上手帳更新が行われていない掛金納付月数24月以上の被共済者

年々増加傾向にあった長期未更新者数は、令和元年度をピークに減少に転じ、中期目標期間の最終年度（令和4年度）末には、361,995人になり、前中期目標期間の終了時の指標から7,597人減少し目標を達成した。（図表6参照）



(図表7)長期未更新者対策の概要

加入者全体を対象とした対策

第4期中期計画(H30'～)

1.マスメディアを活用した集中的な広報
(毎年12月・1月の2ヵ月間)

建設業界で働いたことがあり、退職金未請求の疑いがある人からの連絡を促進するため、ラジオ、時代劇のCM等効果の高い広報を集中的に展開し、問い合わせフリーダイヤルを周知

問い合わせ実績 R4' 4,750人

第4期中期計画(R3'～)

2.建設工事現場における周知

「建退共適用工事現場」標識に労働者に対する周知等を追加

第4期中期計画(R4'～)

3.ハローワーク等を活用した周知

ハローワークと職業能力関連施設等に一般財団法人建設業振興基金と合同でパンフレットを設置

R4' 663所 118,614部

第4期中期計画(R2'～)

4.制度改正に関する通知

R3' 4月 ハガキにより通知
7月 文書、チラシにより通知
9月 事務処理の手引き配布

5.制度改正・電子申請に関する説明会

R2' 84回 R3' 49回 R4' 68回

ターゲットを特定した対策

第4期中期計画(R元'～)

6.最終更新事業所へ住所補完の協力要請

調査対象者 約19.9万人 事業所 約5万所 住所判明 約2.7万人
R4'調査対象者 24,462人 事業所 7,569所 住所判明 2,407人

第4期中期計画(H30'～)

7.一定年齢者に対する退職金請求勧奨等

・75歳に達した長期未更新者に対し退職金請求勧奨を実施
R4'対象者484人 更新15人 退職金請求117人
・70歳に達した退職金請求資格のある被共済者に対し掛金納付状況を通知
R4'対象者10,883人 更新4,161人 退職金請求1,266人

8.長期未更新者調査

・3年間手帳未更新者について、共済契約者に対し現況調査を実施
・現況調査の結果により、更新または退職金請求勧奨を実施
R4'対象者19,677人 更新3,720人 退職金請求2,732人

9.長期未更新者フォローアップ調査

長期未更新者調査後、さらに2年間、更新手続きのない被共済者に対して、更新または退職金請求の勧奨を実施
R4'対象者9,583人 更新839人 退職金請求873人

長期未更新防止を目的とした対策

第4期中期計画(R2'～)

10.掛金納付状況を定期的に被共済者本人へ通知

・初めて電子申請により掛金充当されたとき
・掛金納付実績1年目及び5年目ごと

自己評価 **B**

(過去の主務大臣評価 平成30年度：B 令和元年度：B 令和2年度：B 令和3年度：B)

I 中期目標の内容

○清酒製造業退職金共済(以下「清退共」という。)事業に係る業務に関し、加入者の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び清酒製造業界を営む中小企業の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じた見直しを行うこと。

(1) 資産の運用 【重要度 高】

【重要度 高】である理由：共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であるため。

○退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に清退共事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保すること。

・委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率(複合市場平均収益率)を確保すること。

※ 2020(令和2)年度以降は、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)とする。

(2) 確実な退職金の支給に向けた取組

○長期未更新者数の縮減の観点から、現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。

・長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。

・中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。

(3) 加入促進対策の効果的実施

○加入勧奨対象を的確に把握した上で、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。

・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を600人以上とすること。

(4) サービスの向上

○加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図るため、必要に応じて見直しを行うこと。

・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。

○ホームページの充実やニーズに即した相談業務、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。

・ホームページの清退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度1万6,000件以上とすること。

・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。

Ⅱ 指標の達成状況

目標(指標に関連する項目を箇条書きで簡潔に記載すること)	指 標	令和4年度		令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
		実績値	達成度	達 成 度			
(1) 資産の運用 【重要度 高】 ○退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に清退共事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保すること。	・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。 ・国内債券 時間加重収益率 $\Delta 1.67\%$ ベンチマーク収益率 $\Delta 1.65\%$	超過収益率 $\Delta 0.02\%$	99.01%	112.41%	142.71%	122.87% [※]	$\Delta 364.29\%$ [※]
	・国内株式 時間加重収益率 6.15% ベンチマーク収益率 5.81%	超過収益率 0.34%	105.79%	117.88%	106.76%		
	・外国債券 時間加重収益率 $\Delta 9.60\%$ ベンチマーク収益率 $\Delta 10.48\%$	超過収益率 0.88%	108.40%	104.09%	163.99%		
	・外国株式 時間加重収益率 1.93% ベンチマーク収益率 2.36%	超過収益率 $\Delta 0.43\%$	81.66%	86.00%	109.20%		
(2) 確実な退職金の支給に向けた取組 ○長期未更新者数の縮減の観点から、現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。	・長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点で、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。	実施済	100%	100%	100%	100%	100%
	・中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時(3,021人)の数から減少させること。	114人減少(2,907人)	100%	—	—	—	—
(3) 加入促進対策の効果的実施 ○加入勧奨対象を的確に把握した上で、効果的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。	・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を600人以上とすること。(令和4年度目標 115人以上)	78人(中期目標期間では490人)	67.8%(中期目標期間では81.7%)	84.2%	54.2%	97.5%	103.2%

※ 令和元年度以前の指標は、「毎年度、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）を確保すること。」

<p>(4) サービスの向上</p> <p>○加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図るため、必要に応じて見直しを行うこと。</p>	<p>・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。</p>	100%	100%	100%	100%	100%	100%
<p>○ホームページの充実やニーズに即した相談業務、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。</p>	<p>・ホームページの清退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度1万6,000件以上とすること。</p>	510,605件 (通信監視サービス分を除くと37,565件)	3,191.3% (通信監視サービス分を除くと234.8%)	3,214.7% (通信監視サービス分を除くと258.2%)	2,214.1% (通信監視サービス分を除くと243.1%)	2,087.4%	2,128.0%
	<p>・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。</p>	1回	100%	100%	100%	100%	100%

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

<p>指標</p>	<p>要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること) 同一指標で2年続けて達成度が120%以上又は80%未満の場合は、目標変更の要否についても記載すること。</p>
<p>ホームページアクセス数</p>	<p>③ホームページアクセス件数の目標値と実績値の乖離については、情報セキュリティ通信監視サービスによって、外部から事業本部のホームページに対し頻繁に稼働状況を監視されていることが要因であり、そのアクセス件数は、推計値で年間473,040件程度である。これを除いても37,565件のアクセス件数を獲得している。(参考：達成度234.8%)</p> <p>また、通信監視サービス件数を除いても、なお目標値を超えるアクセス件数となっている要因としては、令和4年度においても、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止の状況の中で、ホームページ上で様式に直接入力可能な申請書の種類を拡大する（令和4年度は共済契約申込書、共済手帳申込書に拡大）などにより、ホームページによる各種手続き案内の閲覧及び申請書への入力、ダウンロード活用等が増加したものと考えられる。清退共事業は規模が小さく、目標値自体が小さく設定されているため、これらの増加による影響が大きく表れたものと考えている。</p> <p>なお、達成度が120%超となっていることを踏まえ、指標として適切か否か検討を行った結果、第5期においては本指標を設定しないこととされた。</p>
<p>加入目標数</p>	<p>③清退共の対象事業所は酒類等製造免許事業所であり、令和4年度末において、すでに93.0%が清退共制度に加入している。令和4年度は、酒類等製造免許新規取得事業所4所と未加入事業所179所に対し加入勧奨案内を発出するほか、既加入の全事業所(休造除く)1,801所に対して、期間雇用者を新たに雇った場合には、確実に加入手続を行うよう文書等により要請するなどきめ細かな対策を講じた。</p> <p>しかし、清酒製造業部門における従業員数のうち、制度の対象である季節従業員数の割合は年々減少傾向であり（P26図表10参照）、加えてコロナ禍により落ち込んだ酒類製造量は令和4年度も対前年度比でさらに減少している（P27図表11参照）ことから、加入促進は極めて困難な状況となった。この結果、加入目標数115人に対して加入実績は78人、達成率は67.8%にとどまった。</p>

Ⅲ 評定の根拠

根拠	理由
資産の運用	委託運用部分について、一般中退と合同運用のため評定の根拠は、P6 評価項目No. 1 - 1 Ⅲ「資産の運用」の（1）（2）（3）及び（5）と同じ。 なお、令和2年度から合同運用を行っているが、合同運用のメリットはP15評価項目No. 1 - 2 Ⅲ「資産の運用」の後段と同様である。
確実な退職金の支給に向けた取組	長期未更新者については、令和4年度末において2,907人となり、平成29年度末の3,021人を下回ることができたが、これは、平成30年度からの5年間で、長期未更新者が新たに124人発生したが、共済手帳更新や退職金請求を行い長期未更新者でなくなった者が238人となったためである（P24図表9参照）。 対策としては、まずは被共済者の住所の把握を徹底している。具体的には、新規加入時に把握を徹底するとともに、共済手帳の住所欄に被共済者の住所記載をしてもらうことで手帳更新時（機構への旧手帳返却時）の把握も徹底した上で、システムに登録している。また、新規加入時には清退共制度に加入したことを本人に通知している（通知件数 78件）。 その上で、未更新期間3年経過時点で被共済者について現況調査を行い、最終手帳更新時の事業所への確認や住民基本台帳ネットワークの活用なども行った上で、住所を把握できた者に対して、共済手帳の更新又は退職金請求を行うよう要請した。また、同調査から2年を経過した後にフォローアップ調査を行い、同時に退職金請求等の手続を取るよう要請した（両調査合わせて34件）。
加入促進対策の効果的实施	P21「要因分析（加入目標数）」に記載のとおり。

参考事項

○ 資産の運用に関する事項

【原因】

- 外国株式における収益率がベンチマークを下回ったのは、長期的な成長が見込まれ長期保有目的で購入されている銘柄の株価について、急激な金利上昇の影響（収益予想値の割引現在価値低下による自動的売却）が強く出たことが主因である。また、世界的な急激な政策転換（金利上昇）は、世界的なコロナ禍と、コロナ禍からの回復局面でのウクライナ問題発生という予測不能な事象が続く中での想定外の事象であり、当機構の運用受託機関における運用方針・体制に問題があった訳ではないことを確認している。
- 国内債券については、金利戦略を得意とするファンドが、国内金利が上昇する難しい局面にもかかわらず、ベンチマークを上回る収益率を上げたものの、海外の金融不安が国内にも波及しクレジット戦略を主な収益源とするファンドの収益率がベンチマークに劣後したため、全体では僅かながらベンチマークを下回った。

【対策】

- 長期的な成長が見込まれる銘柄を短期的な値動きに動じて手放さないことは長期的投資の観点から適切な対応であり、当該銘柄の株価については中期的には回復が見込まれるが、その動向を注視しつつ、運用受託機関の対応についても引き続き丁寧にフォローし、問題があれば見直しを実施する。
また、世界的に資産運用を巡る環境が大きく変化する中、資産運用の効率性低下を避けるため、基本ポートフォリオの見直しの必要性について継続的に検証を行い、必要に応じて機動的に実施する。
- 令和5年度からは、長期投資家たる機構の資産運用にふさわしい運用評価方法を導入する。※ P8（資産運用プロセス評価のイメージ）を参照
運用結果の要因分解・分析を基に各要因・効果について検証を行い、中長期的視点からプロセスに則った適切な対応を行う。
- こうした対策について、資産運用委員会からも「適切」との評価を得た。

・ 委託運用部分の収益率

（図表8）委託運用部分の収益率（令和4年度通期）

令和4年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	達成率
国内債券	△1.67%	△1.65%	△0.02%	99.01%
国内株式	6.15%	5.81%	0.34%	105.79%
外国債券	△9.60%	△10.48%	0.88%	108.40%
外国株式	1.93%	2.36%	△0.43%	81.66%

（参考 過去5年間の実績に対する評価）

超過収益率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	3年間年率 (令和2年度～4年度)	5年間年率
<評価>							
国内債券	0.06%	0.10%	0.30%	0.15%	△0.02%	0.14%	0.12%
国内株式	△5.70%	1.72%	2.85%	0.36%	0.34%	1.03%	△0.35%
外国債券	-	-	1.19%	0.21%	0.88%	0.76%	-
外国株式	-	-	5.50%	△3.21%	△0.43%	0.13%	-
合計	△2.60%	0.82%	1.17%	△0.35%	0.13%	0.29%	△0.19%

※ 令和2年度から中退共、林退共との合同運用を実施している。

※ 合計は各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した個別資産効果の合計値である。

参考事項

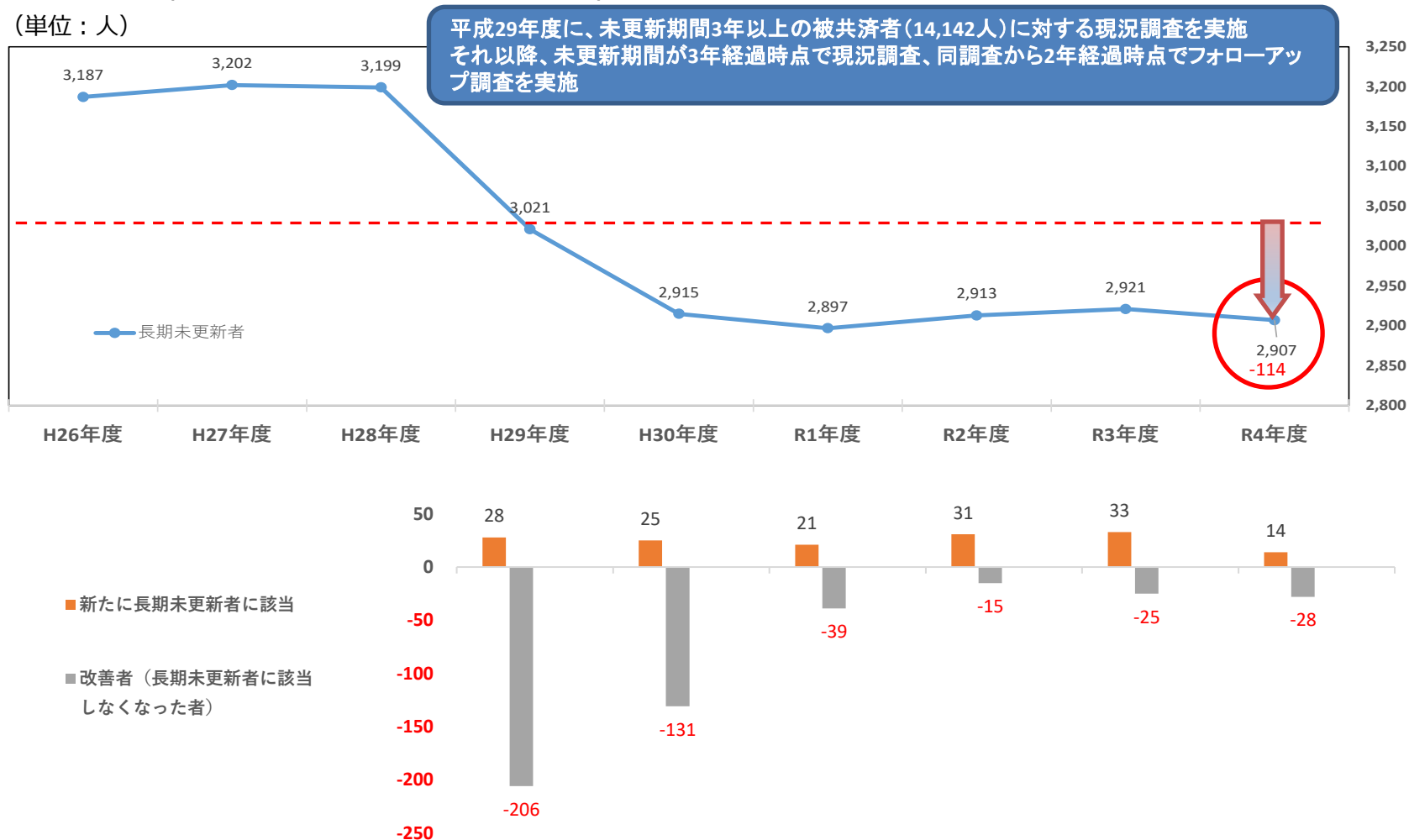
○ 確実な退職金の支給に関する事項

<第4期中期目標(抜粋)>

中期目標期間の最終年度(令和4年度)までに、長期未更新者数(掛金納付月数24月以上かつ未更新期間3年以上)を、前中期目標期間の終了時(3,021人)から減少させること。

(図表9) 長期未更新者の推移(平成26年度~)

(単位:人)



参考事項

○ 加入促進対策の効果的実施に関する事項

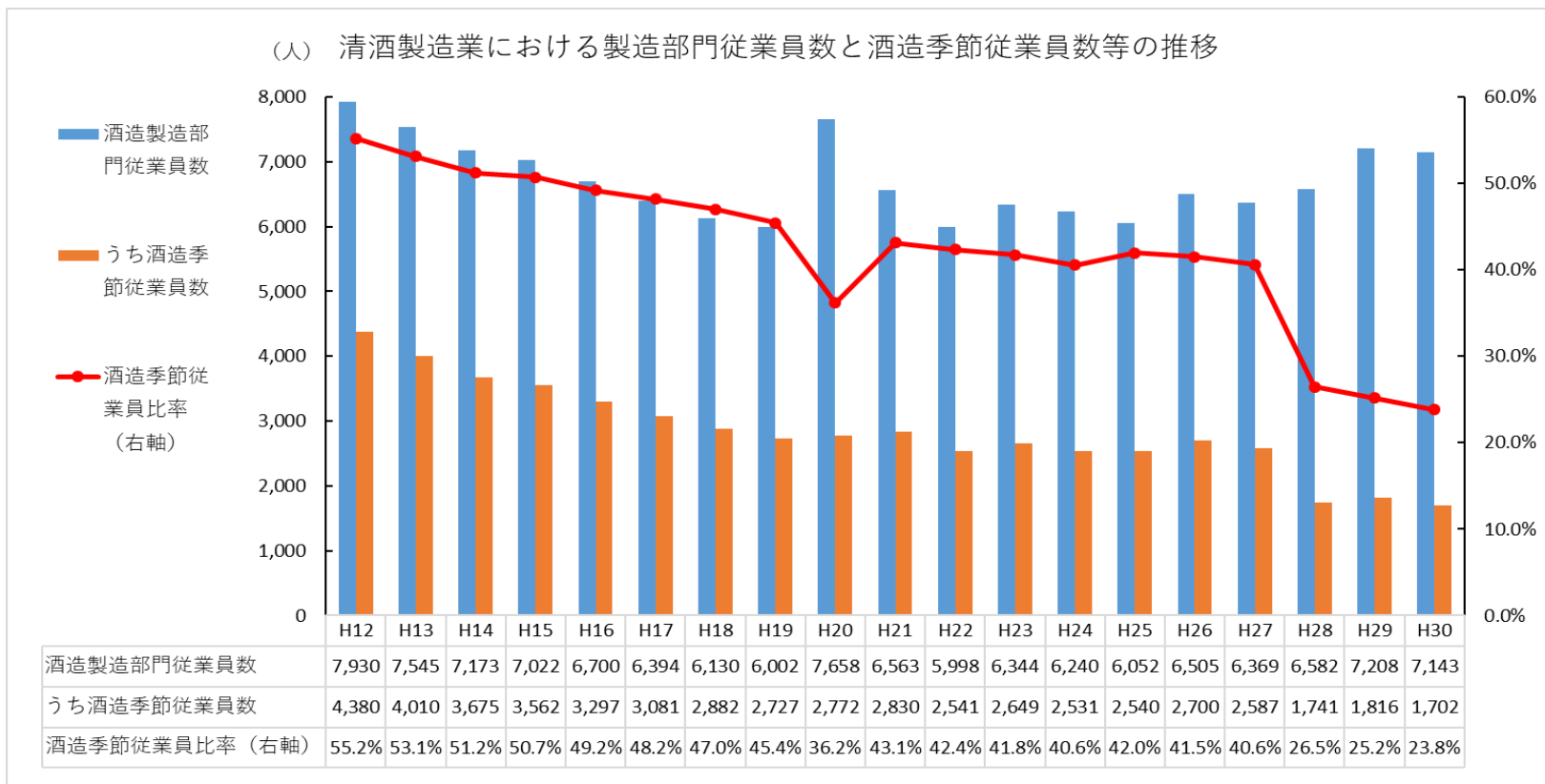
- 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。
- 未加入事業所に対して加入勧奨を行うほか、既加入事業所に対しては、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、必ず加入手続を行うよう文書等により要請した。
 - ・酒類等製造免許新規取得事業所 4所
 - ・未加入事業所 179所
 - ・既加入事業所 1,801所
- 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行った。
- 10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省及び国税庁、関係団体の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開した。
 - ・関係団体等による広報記事掲載 3件
 - 醸界タイムス社 「醸界タイムス」（9月30日掲載）
 - 日本酒造組合中央会 「酒造情報」9月号及び「会員専用ホームページ」
 - ・NHKへの放送協力依頼
- 参与会の意見を踏まえ、予定運用利回り2.3%・中退共制度等から通算も可能といった制度の特徴をアピールしたリーフレットを作成した（令和4年度新たに実施）。
- 全国酒類製造名鑑2022年版より抽出した未加入事業所（「単式蒸留焼酎」「みりん」区分）に対して日本酒造組合中央会の協力のもと、同中央会との連名による制度への加入勧奨を実施した（令和4年度新たに実施）。

参考事項

○ 加入促進対策の効果的実施に関する事項

(図表10) 清酒製造業における酒造製造部門の従業員数、酒造季節従業員数等の推移

○ 清酒製造業における酒造製造部門の従業員数は、6～7千人程度で横ばいであるが、清退共の対象者である酒造季節従業員の割合は減少傾向が続いている。

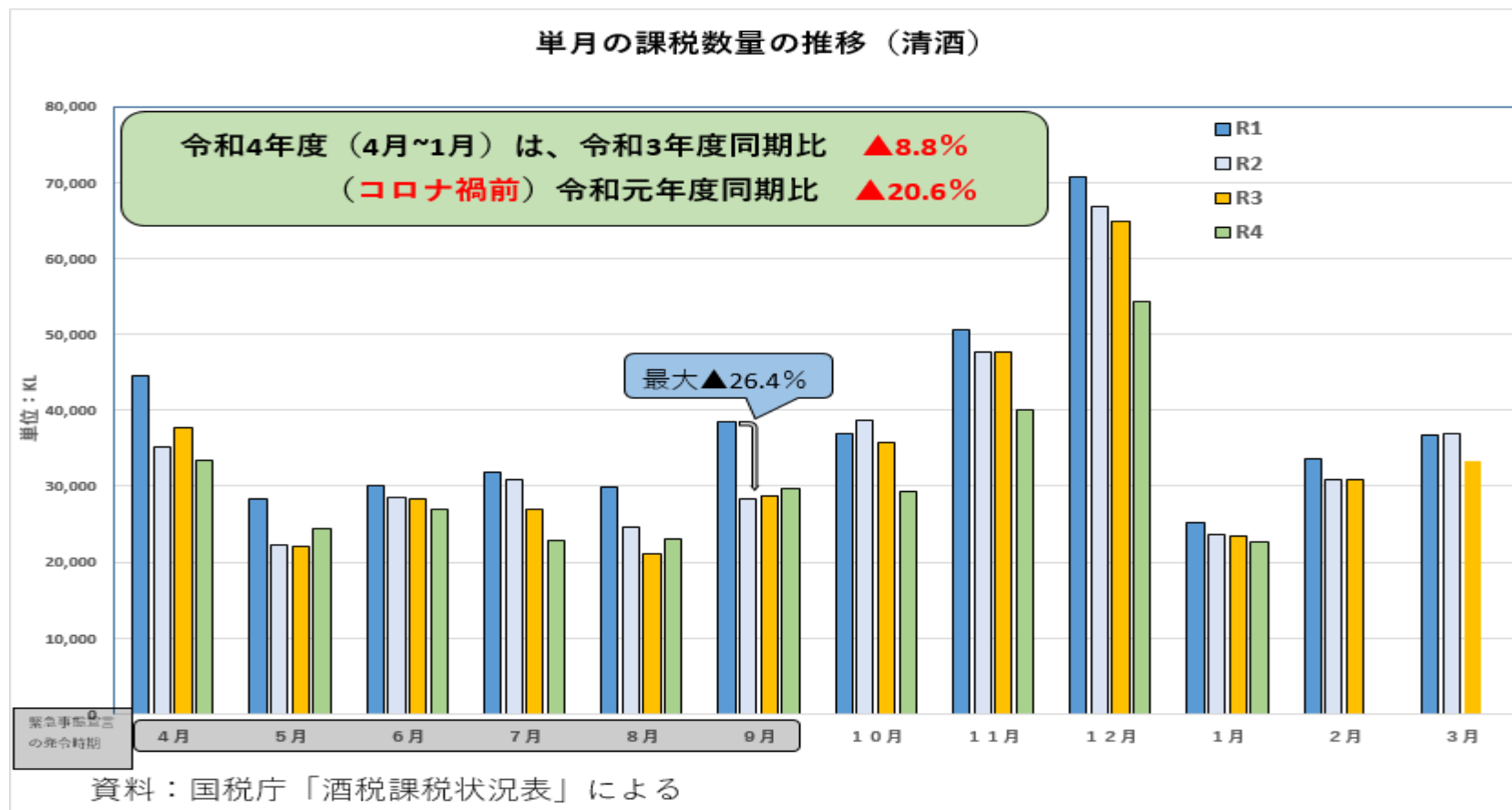


(資料: 国税庁「清酒製造業の概況(～H30)」)

参考事項

○ 加入促進対策の効果的実施に関する事項

(図表11) 単月の課税数量の推移 (清酒)



I 中期目標の内容

- 林業退職金共済(以下、「林退共」という。)事業に係る業務に関し、加入者の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び林業を営む中小企業業界の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じた見直しを行うこと。

(1) 資産の運用 【重要度 高】 【難易度 高】

【重要度 高】である理由：共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であるため。

【難易度 高】である理由：累積欠損金解消計画の見直しについて、資産運用面の検討のみならず、加入者確保対策の強化等関係機関との連携による取組も含め慎重な調整を要するものであるため。

- 退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に林退共事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保すること。
 - ・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保すること。
- 2019(平成31)年度までに行われる予定の財政検証の結果を踏まえ、機構が2005(平成17)年10月に策定した「累積欠損金解消計画」(以下「解消計画」という。)の見直しを財政検証の終了後9ヶ月以内に行い、見直し後の解消計画に沿って着実な累積欠損金の解消を図ること。
 - ・見直し後の解消計画に基づき、年度ごとに定める解消すべき累積欠損金を解消させること。(財政検証の翌年度以降)

(2) 確実な退職金の支給に向けた取組

- 長期未更新者数の縮減の観点から、現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。
 - ・長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。
 - ・中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。

(3) 加入促進対策の効果的実施

- 加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。
 - ・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を9,500人以上とすること。

(4) サービスの向上

- 加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図るため、必要に応じて見直しを行うこと。
 - ・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。
- ホームページの充実やニーズに即した相談業務、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。
 - ・ホームページの林退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度3万2,000件以上とすること。
 - ・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討・実施すること。

Ⅱ 指標の達成状況

目標(指標に関連する項目を簡条書きで簡潔に記載すること)	指 標	令和4年度		令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
		実績値	達成度	達 成 度			
(1) 資産の運用 【重要度 高】【難易度 高】 ○退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に林退共事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保すること。	・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保すること。 ・国内債券 時間加重収益率 Δ 1.67% ベンチマーク収益率 Δ 1.65%	超過収益率 Δ 0.02%	99.01%	112.41%	142.71%	167.84%	104.76%
	・国内株式 時間加重収益率 6.15% ベンチマーク収益率 5.81%	超過収益率 0.34%	105.79%	117.88%	106.76%	97.00%	91.47%
	・外国債券 時間加重収益率 Δ 9.60% ベンチマーク収益率 Δ 10.48%	超過収益率 0.88%	108.40%	104.09%	163.99%	86.99%	90.66%
	・外国株式 時間加重収益率 1.93% ベンチマーク収益率 2.36%	超過収益率 Δ 0.43%	81.66%	86.00%	109.20%	106.27%	98.72%
	・見直し後の解消計画に基づき、年度ごとに定める解消すべき累積欠損金を解消させること。(財政検証の翌年度以降)	新計画に基づき累積欠損金を解消	達成	達成	達成	—	—
(2) 確実な退職金の支給に向けた取組 ○長期未更新者数の縮減の観点から、現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。	・長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。	実施済	100%	100%	100%	100%	100%
	・中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時(2,259人)の数から減少させること。	149人減少 (2,110人)	100%	—	—	—	—
(3) 加入促進対策の効果的実施 ○加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。	・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を9,500人以上とすること。 (令和4年度目標 1,900人以上)	1,593人 (中期目標期間では8,089人)	83.8% (中期目標期間では85.1%)	87.8%	81.3%	81.5%	91.3%

<p>(4) サービスの向上 ○加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図るため、必要に応じて見直しを行うこと。</p>	<p>・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。</p>	100%	100%	100%	100%	100%	100%
<p>○ホームページの充実やニーズに即した相談業務、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。</p>	<p>・ホームページの林退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度3万2,000件以上とすること。</p>	537,272件 (通信監視サービス分を除くと64,232件)	1,679.0% (通信監視サービス分を除くと200.7%)	1,675.9% (通信監視サービス分を除くと197.6%)	1,217.9% (通信監視サービス分を除くと232.4%)	1,110.4%	1,117.8%
	<p>・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討・実施すること。</p>	1回	100%	100%	100%	100%	100%

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

<p>指標</p>	<p>要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること) 同一指標で2年続けて達成度が120%以上又は80%未満の場合は、目標変更の要否についても記載すること。</p>
<p>ホームページアクセス件数</p>	<p>③ホームページアクセス件数の目標値と実績値の乖離については、情報セキュリティ通信監視サービスによって、外部から事業本部のホームページに対し頻繁に稼働状況を監視されていることが要因であり、そのアクセス件数は、推計値で年間473,040件程度である。これを除いても64,232件のアクセス件数を獲得している。(参考：達成度200.7%) また、通信監視サービス件数を除いても、なお目標値を超えるアクセス件数となっている要因としては、令和4年度においても、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止の状況の中で、ホームページ上で様式に直接入力可能な申請書の種類を拡大する（令和4年度は共済契約申込書、共済手帳申込書に拡大）などにより、ホームページによる各種手続き案内の閲覧及び申請書への入力、ダウンロード活用等が増加したものと考えられる。 林退共事業は規模が小さく、目標値自体が小さく設定されているため、これらの増加による影響が大きく表れたものと考えている。 なお、達成度が120%超となっていることを踏まえ、指標として適切か否か検討を行った結果、第5期においては本指標を設定しないこととされた。</p>

Ⅲ 評価の根拠

根拠	理由
資産の運用	<p>委託運用部分について、一般中退と合同運用のため評価の根拠は、P6 評価項目No. 1 - 1 Ⅲ「資産の運用」の(1)(3)及び(5)と同じ。なお、平成28年度から合同運用を行っているが、合同運用のメリットはP15評価項目No. 1 - 2 Ⅲ「資産の運用」の後段と同様である。</p> <p>また、累積欠損金については、令和2年11月に策定した「累積欠損金解消計画(令和2年)」に沿って、着実に累積欠損金の解消に努めた結果、令和4年度末における累積欠損金は、△486百万円となり、累積欠損金解消計画で定める累積剰余金目安額△723百万円を上回った。なお、令和4年度は当期損失が180百万円となったため、累積欠損金額が前年度△306百万円より拡大したが、これは運用環境の悪化等により委託運用部分の収益が伸び悩んだためであり、一方、運用環境のよかった令和2年度と同収益は大きく伸びていたため、令和4年度末はトータルとして累積剰余金目安額を上回る結果となっている。</p> <p>なお、令和4年度末は累積剰余金目安額を上回る結果となったが、累積損失を抱える財務状態としては過大なリスクを抱えた基本ポートフォリオで運用を行う中、毎年のパフォーマンスは振れが大きくなっており、累積損失額が再び大きく膨らむリスクを内包している。このようなリスクを抱える中、以下の「加入促進対策の効果的実施」に記載したとおり、加入促進も非常に厳しい状況にあることから、改めて制度のあり方の検討が必要と考えられる。</p>
確実な退職金の支給に向けた取組	<p>長期未更新者については、令和4年度末において2,110人と平成29年度末の2,259人を下回ることができたが、これは、平成30年度からの5年間で、長期未更新者が新たに755人発生したものの、共済手帳更新や退職金請求を行い長期未更新者でなくなった者が904人となったためである(P33図表13参照)。</p> <p>対策としては、まずは被共済者の住所の把握を徹底している。具体的には、新規加入時に把握を徹底するとともに、共済手帳の住所欄に被共済者の住所記載をしてもらうことで手帳更新時(機構への旧手帳返却時)の把握も徹底した上で、システムに登録している。また、新規加入時には林退共制度に加入したことを本人に通知している(通知件数1,593件)。</p> <p>その上で、未更新期間3年経過時点で被共済者について現況調査を行い、最終手帳更新時の事業所への確認や住民基本台帳ネットワークの活用なども行った上で、住所を把握できた者に対して、共済手帳の更新又は退職金請求を行うよう要請した。また、同調査から2年を経過した後にフォローアップ調査を行い、同時に退職金請求等の手続を取るよう要請した(両調査合わせて173件)。</p>
加入促進対策の効果的実施	<p>林業については、「国有林野事業の受託事業体」、「意欲と能力のある林業経営体」及び「育成を図る林業経営体」のうち林退共への未加入事業所に対して加入勧奨の通知を発出するとともに、すべての既加入事業所に対して、期間雇用者を新たに雇った場合には、確実に加入してもらうよう依頼通知を発出した。また、林野庁に対して、「緑の雇用」事業の実施に当たり、事業主に対する加入指導の推進を要請するとともに、一人親方が所属する労災保険特別加入団体より抽出した未加入団体に加入勧奨を実施した。</p> <p>令和4年度は、国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センターが実施する「水源林整備事務所における会議」での、パンフレット配付を順次実施した。</p> <p>このように、関係官庁等の協力を得て、効率的かつ効果的な対策を講じたが、林業従事者数は、平成2年度に10.0万人であったところ、平成27年度には4.5万人まで減少した上に、令和2年度は4.4万人まで減少しており、また、林業従事者の通年雇用化という林野庁の施策もあり、林退共が対象としている期間労働者(年間就業日数の少ない労働者)の割合も減少しているという厳しい状況にある中(P34図表14及び図表15参照)、加入促進は非常に困難な状況であり、加入実績は目標1,900人に対し1,593人、達成率83.8%に留まった。</p>

参考事項

○ 資産の運用に関する事項

【原因】

- 外国株式における収益率がベンチマークを下回ったのは、長期的な成長が見込まれ長期保有目的で購入されている銘柄の株価について、急激な金利上昇の影響（収益予想値の割引現在価値低下による自動的売却）が強く出たことが主因である。また、世界的な急激な政策転換（金利上昇）は、世界的なコロナ禍と、コロナ禍からの回復局面でのウクライナ問題発生という予測不能な事象が続く中での想定外の事象であり、当機構の運用受託機関における運用方針・体制に問題があった訳ではないことを確認している。
- 国内債券については、金利戦略を得意とするファンドが、国内金利が上昇する難しい局面にもかかわらず、ベンチマークを上回る収益率を上げたものの、海外の金融不安が国内にも波及しクレジット戦略を主な収益源とするファンドの収益率がベンチマークに劣後したため、全体では僅かながらベンチマークを下回った。

【対策】

- 長期的な成長が見込まれる銘柄を短期的な値動きに動じて手放さないことは長期的投資の観点から適切な対応であり、当該銘柄の株価については中期的には回復が見込まれるが、その動向を注視しつつ、運用受託機関の対応についても引き続き丁寧にフォローし、問題があれば見直しを実施する。
また、世界的に資産運用を巡る環境が大きく変化する中、資産運用の効率性低下を避けるため、基本ポートフォリオの見直しの必要性について継続的に検証を行い、必要に応じて機動的に実施する。
- 令和5年度からは、長期投資家たる機構の資産運用にふさわしい運用評価方法を導入する。※ P8（資産運用プロセス評価のイメージ）を参照
運用結果の要因分解・分析を基に各要因・効果について検証を行い、中長期的視点からプロセスに則った適切な対応を行う。
- こうした対策について、資産運用委員会からも「適切」との評価を得た。

・ 委託運用部分の収益率

(図表12) 委託運用部分の収益率 (令和4年度通期)

令和4年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	達成率
国内債券	△1.67%	△1.65%	△0.02%	99.01%
国内株式	6.15%	5.81%	0.34%	105.79%
外国債券	△9.60%	△10.48%	0.88%	108.40%
外国株式	1.93%	2.36%	△0.43%	81.66%

(参考 過去5年間の実績に対する評価)

超過収益率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年間年率
<評価>						
国内債券	0.08%	0.12%	0.30%	0.15%	△0.02%	0.13%
国内株式	△0.43%	△0.29%	2.85%	0.36%	0.34%	0.40%
外国債券	△0.17%	△0.97%	1.19%	0.21%	0.88%	0.26%
外国株式	△0.13%	0.78%	5.50%	△3.21%	△0.43%	0.25%
合計	△0.08%	△0.16%	1.17%	△0.35%	0.13%	0.14%

※ 合計は各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した個別資産効果の合計値である。

参考事項

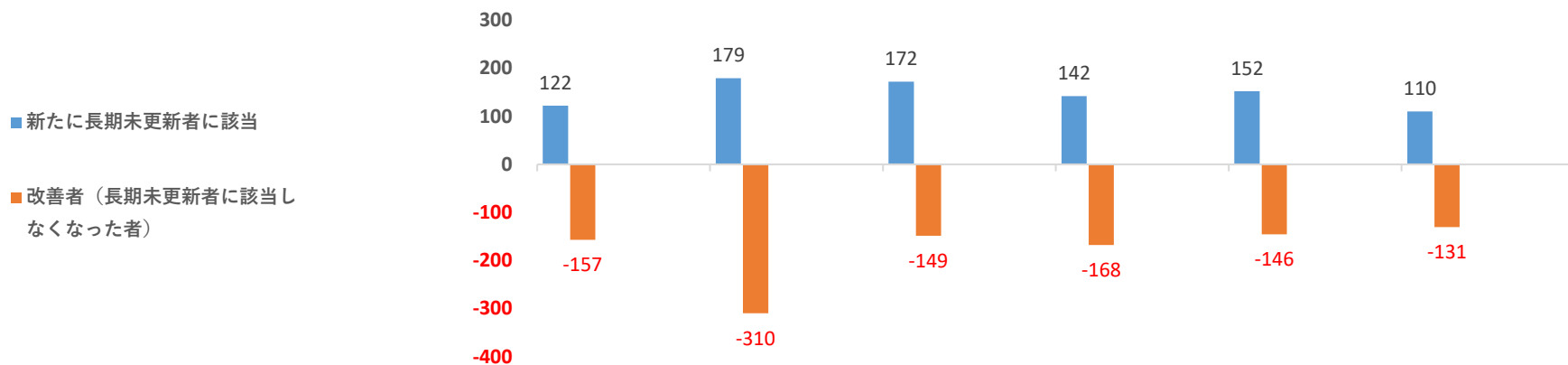
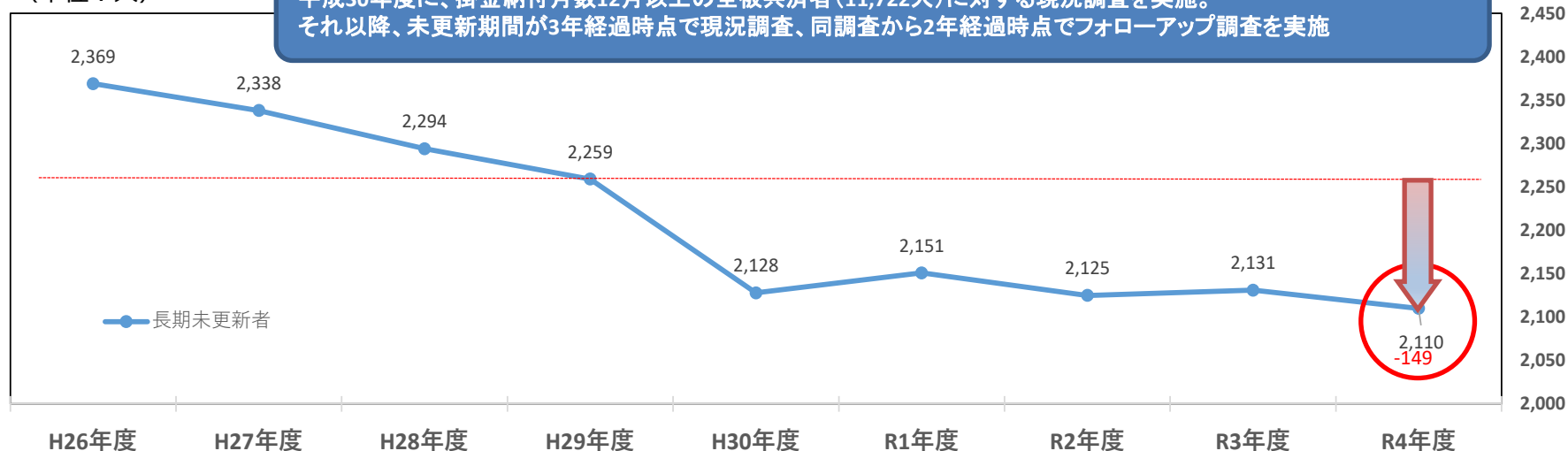
○ 確実な退職金の支給に関する事項

<第4期中期目標(抜粋)>

中期目標期間の最終年度(令和4年度)までに、長期未更新者数(掛金納付月数24月以上かつ未更新期間3年以上)を、前中期目標期間の終了時(2,259人)から減少させること。

(図表13) 長期未更新者の推移 (平成26年度～)

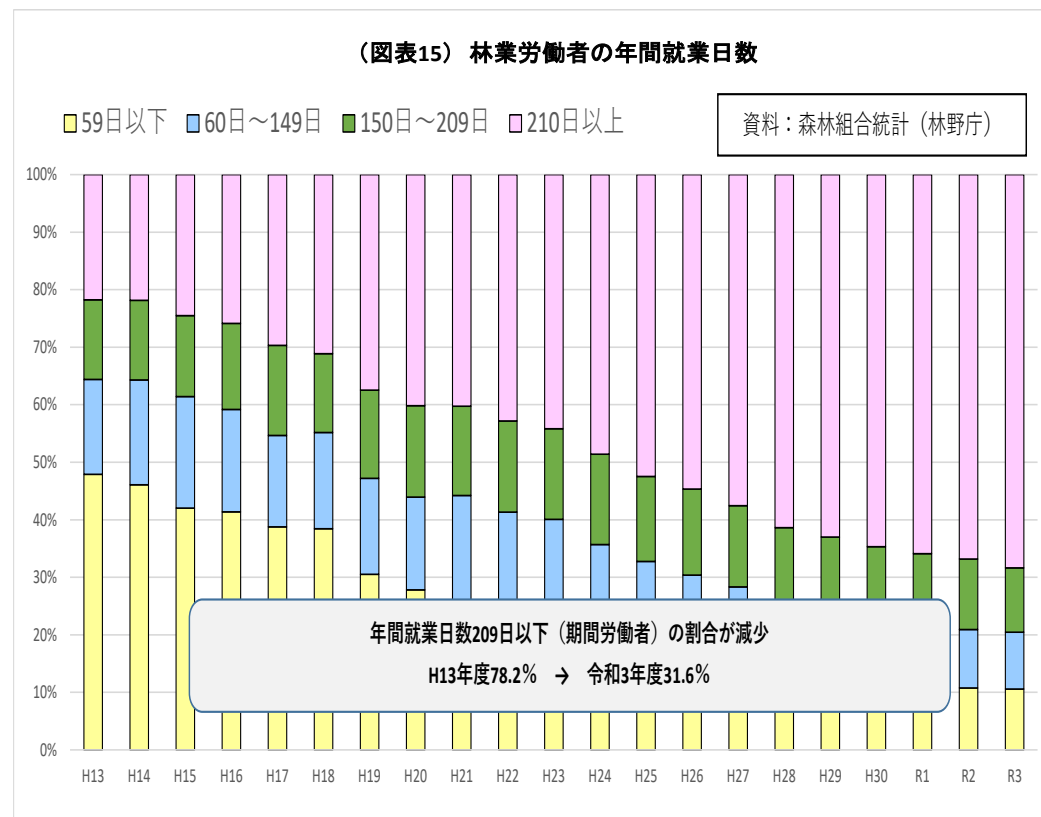
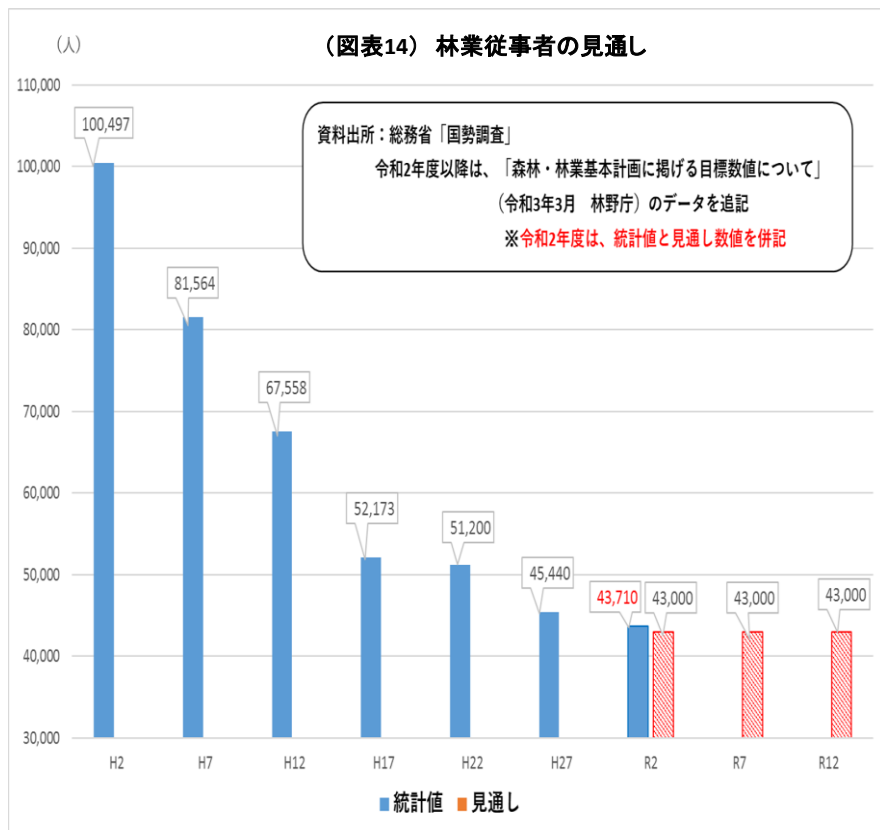
(単位：人)



参考事項

○ 加入促進対策の効果的実施に関する事項

林業従事者数は平成2年度に約10万人のところ、平成27年度には約4.5万人に半減しており、**令和2年度は約4.4万人**となっている。さらに、林業従事者の通年雇用化という林野庁の施策もあり、**林退共の対象者である期間労働者の割合も減少が続いている**。



参考事項

○ 加入促進対策の効果的実施に関する事項

- 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。
- 林業従事者が多いと思われる振興山村指定の全自治体に対し、個別に広報記事の掲載（734所）を要請し、155の自治体の広報誌に掲載された。
- 未加入事業主に対して加入勧奨を行うほか、既加入事業所に対しては、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、必ず加入手続を行うよう文書等により要請した。
 - ・共済契約者に対し文書による要請（3,266件）
 - ・林野庁から各都道府県関係部署に林退共制度への加入促進の協力をするよう文書を発出していただいたうえで、林退共からは、「国有林野事業の受託事業体」、「意欲と能力のある林業経営体」及び「育成を図る林業経営体」のうち林退共への未加入事業所に対し、「加入のご案内」の文書を送付し加入勧奨を実施（264事業体）
 - ・林野庁に対して、「緑の雇用」事業の実施に当たり、事業主に対する加入指導の推進を要請
- 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行った。
 - ・ブロック林材業安全管理推進会議、林業木材産業作業安全講習会及び林業就業支援事業研修会（厚労省、林野庁主催）において広報資料を配布
- 10月を加入促進強化月間とし、全国的な周知広報活動等を集中的に展開した。
 - ・関係団体等による広報記事掲載、NHKへの放送協力依頼
- 一人親方が所属する労災保険特別加入団体より抽出した未加入団体(87団体)に加入勧奨を実施した。
- 参与会の意見を踏まえ、一人親方の加入も可能・中退共制度等からの通算も可能といった制度の特徴をアピールしたリーフレットを作成した。加えて、一人親方への加入促進用リーフレットも作成した（令和4年度新たに実施）。
- 国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センターへ、同センターが実施する「水源林整備事務所における事業運営会議」での、パンフレット配付を順次実施した（令和4年度新たに実施）。

評価項目No. 1-5 財産形成促進事業

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 平成30年度：B 令和元年度：B 令和2年度：B 令和3年度：B)

I 中期目標の内容

1 融資業務の着実な実施

○融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定に資するため、適正な貸付金利の設定となるよう、融資資金の調達及び貸付方法について検証し、必要に応じ、厚生労働省の支援を得ながら金融機関との調整を実施すること。また、職員研修を実施すること等により審査業務の迅速化に向けた取組を継続して行うこと。

・貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とすること。

2 利用促進対策の効果的实施

(1) 特別な支援を必要とする者への対応等

- ・財形持家融資等に関する相談受付件数を、毎年度700件以上とすること。
- ・中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数を、合計2,080件以上とすること。

(2) 情報提供の質の向上

- ・ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度31万件以上とすること。
- ・ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすい等の割合）を、毎年度80%以上とすること。

3 財務運営

○自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施すること。

Ⅱ 指標の達成状況

目標(指標に関連する項目を簡条書きで簡潔に記載すること)	指 標	令和4年度		令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
		実績値	達成度	達 成 度			
1 融資業務の着実な実施 ○融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定に資するため、適正な貸付金利の設定となるよう、融資資金の調達及び貸付方法について検証し、必要に応じ、厚生労働省の支援を得ながら金融機関との調整を実施すること。また、職員研修を実施すること等により審査業務の迅速化に向けた取組を継続して行うこと。	・貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とすること。	3.97日	100%	100%	100%	100%	100%
	・財形持家融資等に関する相談受付件数を、毎年度700件以上とすること。	566件	80.9%	101.4%	93.7%	104.0%	107.4%
2 利用促進対策の効果的実施 (1) 特別な支援を必要とする者への対応等	・中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数を、合計2,080件以上とすること。(令和4年度目標343件以上)	501件 (中期目標期間では3,382件)	146.1% (中期目標期間では162.6%)	158.8%	183.7%	192.3%	132.7%
	・ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度31万件以上とすること。	1,337,918件 (通信監視サービス分を除くと864,878件)	431.6% (通信監視サービス分を除くと279.0%)	278.4% (通信監視サービス分を除くと125.8%)	258.3% (通信監視サービス分を除くと156.5%)	218.9%	209.2%
(2) 情報提供の質の向上	・ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度(わかりやすい等の割合)を、毎年度80%以上とすること。	89.6%	112.0%	101.3%	103.9%	102.4%	91.6%

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	<p>要因分析①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること 同一指標で2年続けて達成度が120%以上又は80%未満の場合は、目標変更の要否についても記載すること。</p>
特別な支援を必要とする者への対応等 （中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数）	<p>②財形持家融資の新規借入申込件数については、継続実施した子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置等が、引き続き勤労者の利用促進に大きく寄与（※）したことにより、目標件数を達成した。なお、次期中期目標については、直近実績を考慮した目標件数の設定としていること。 （※）新規借入申込件数501件のうち、342件（68.3%）が何らかの特例措置を利用。</p>
ホームページアクセス件数	<p>③ホームページアクセス件数の目標値と実績値が乖離しているのは、情報セキュリティ通信監視サービスによって、外部から事業本部のホームページに対し頻繁に稼働状況を監視されているためである。そのアクセス件数は推計値で年間473,040件程度であり、これを除いても864,878件のアクセス件数を獲得している（参考：達成度279.0%）。</p> <p>また、通信監視サービス件数を除いても、目標値を超えるアクセス件数となっている主な要因としては、毎年実施している財形制度周知キャンペーンにおける集中取組期間のアクセス件数が大幅に増加したことである。令和4年度においては、経営者層を主なターゲットとして、テレビCM・バナー・チラシ等に認知度の高いキャラクター「貝社員」を起用し、特設サイトに誘導した結果、アクセス件数は数値目標31万件を大幅に上回った。なお、達成度が120%超となっていることを踏まえ、指標として適切か否か検討を行った結果、第5期においては、本指標を設定しないこととされた。</p>

Ⅲ 評定の根拠

根拠	理由
情報提供の質の向上	<p>令和4年度の周知広報は、WEB広告等により特設サイトへ誘導し、閲覧者に制度に対する興味を抱かせ、より詳細な制度説明ページへ遷移させることを目的としたことから、特設サイトの内容を充実させた。具体的には、特設サイト内に事業主用と勤労者用のコンテンツを別々に設け、制度のメリット等を紹介する制度説明動画を掲載する等、閲覧者の利用・導入意欲を喚起する工夫を行った。</p> <p>その結果、広報施策の事後に行ったアンケート調査による効果検証において、「財形貯蓄制度」及び「財形持家転貸融資制度」について、特設サイトを認知していた勤労者・経営者層の「利用意向あり」や「導入意向あり」が70%程度となり、非認知の方に比して非常に高い割合となったことから、特設サイトへの誘導が有効であることが確認された（P39図表16参照）。また、転貸融資については、従業員数1,000人以上の企業経営者及び若手経営者において、社員から要望があった場合の導入意向が高い傾向にあることが確認された。</p>

参考事項

「財形貯蓄制度」及び「財形持家転貸融資制度」について、特設サイトを認知していた勤労者・経営者層の「利用意向あり」や「導入意向あり」は70%程度と、非認知の方に比して非常に高い割合となっており、他の広報手段と比較しても特設サイトへの誘導が有効であることが確認された。

（図表16）【事後調査における各広報施策の認知・非認知別利用意向等の結果】

		財形貯蓄制度		財形持家転貸融資	
		勤労者利用意向あり	経営者層導入意向あり (社員から要望があった場合)	勤労者利用意向あり	経営者層導入意向あり (社員から要望があった場合)
特設サイト	認知	75.9%	66.7%	72.3%	71.0%
	非認知	42.7%	30.7%	25.0%	26.2%
動画広告	認知	72.6%	49.0%	65.3%	59.8%
	非認知	44.5%	34.1%	27.6%	30.8%
バナー広告	認知	72.6%	58.6%	64.9%	66.4%
	非認知	42.1%	31.8%	24.8%	27.4%
施策全体	認知	70.0%	60.5%	62.8%	64.0%
	非認知	41.1%	29.5%	23.1%	24.9%

（「令和4年度勤労者財産形成制度の周知・広報業務」広報効果検証調査）

評価項目No. 1-6 雇用促進融資事業

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 平成30年度：B 令和元年度：B 令和2年度：B 令和3年度：B)

I 中期目標の内容

○雇用促進融資業務については、債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）の処理を進める。

II 指標の達成状況

目標(指標に関連する項目を簡条書きで簡潔に記載すること)	指標	令和4年度		令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
		実績値	達成度	達成度			

要因分析（実績値/目標値が120以上又は80%未満）

指標	要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること。同一指標で2年続けて達成度が120%以上又は80%未満の場合は、 目標変更の要否 についても記載すること。

III 評定の根拠

根拠	理由
適切な債権管理	雇用促進融資業務については、金融機関等との連携を密にし、債務者及び抵当物件に係る情報収集と現状把握により債権の適切な管理に努めた。リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）については、適切な管理と併せて必要に応じた措置を検討する等して効果的な回収、処理に努めた。

評価項目No. 2-1 業務運営の効率化に関する事項

自己評価 **B**

(過去の主務大臣評価 平成30年度：B 令和元年度：B 令和2年度：B 令和3年度：B)

I 中期目標の内容

1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等

- 機構の業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的实施等の観点から見直しを検討し、実施すること。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化及び経費の縮減を図ること。

2 業務運営の効率化に伴う経費削減

- 中期目標期間の最終年度までに、システム関連経費並びに公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費は、2017（平成29）年度予算額に比べて15%以上、業務経費は、2017（平成29）年度予算額に比べて5%以上の削減を行うこと。

3 給与水準の適正化

- 給与水準については、適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。

4 業務の電子化に関する取組

(1) 中退共電算システム

中退共事業における中退共電算システムについて、プログラミング言語を刷新し、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するためのシステムの再構築を行うこと。

- ・中退共事業における中退共電算システムについて、2018（平成30）年度末までに現行システムの調査・分析を行い、2020（令和2）年度末までに新システムの要件定義・再構築手法等を決定し、2021（令和3）年度からシステム再構築を開始すること。

(2) 建退共の電子申請方式導入

建退共制度における掛金納付方法について、事務の煩雑さの軽減等を図るため電子申請方式の実証実験を実施し、導入の可否を検討すること。

- ・建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入について、システムの安全かつ確実な稼働と情報セキュリティの確保を最優先とするとともに、2020（令和2）年度末までに電子申請方式を導入すること。

(3) 情報システムの整備及び管理

デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うための検討を進めること。

(4) PMOの設置

情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備のための検討を進めること。

5 契約の適正化の推進

- 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、契約の適正化を推進すること。

II 指標の達成状況

目標(指標に関連する項目を箇条書きで簡潔に記載すること)	指標	令和4年度		令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
		実績値	達成度	達成度			
2 業務運営の効率化に伴う経費削減 ○中期目標期間の最終年度までに、システム関連経費並びに公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費は、2017(平成29)年度予算額に比べて15%以上、業務経費は、2017(平成29)年度予算額に比べて5%以上の削減を行うこと。	業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、各退職金共済事業における被共済者管理システム関連経費及び勤労者財産形成システム関連経費(再構築・改修費及び保守費)等の新規追加分並びに公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費(人件費を除く。)については、2017(平成29)年度予算額に比べて15%以上、業務経費(財産形成促進事業並びに雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。)については、2017(平成29)年度予算額に比べて5%以上の削減を行うこと。	一般管理費 削減率： 41.7%	一般管理費 278%	—	—	—	—
4 業務の電子化に関する取組	中退共事業における中退共電算システムについて、2018(平成30)年度末までに現行システムの調査・分析を行い、2020(令和2)年度末までに新システムの要件定義・再構築手法等を決定し、2021(令和3)年度からシステム再構築を開始すること。	実施済	100%	100%	100%	100%	100%
	建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入の可否について、2018(平成30)年6月までに実証実験を終了し、実証実験参加者その他の関係者の意見を踏まえて検討を行い、2018(平成30)年12月までに検討結果を取りまとめること。	—	—	—	—	100%	100%
	建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入について、システムの安全かつ確実な稼働と情報セキュリティの確保を最優先とするとともに、2020(令和2)年度末までに電子申請方式を導入すること。	実施済	100%	100%	100%	—	—

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること) 同一指標で 2年続けて 達成度が120%以上又は80%未満の場合は、 目標変更の要否 についても記載すること。
業務運営の効率化に伴う経費削減	②契約適正化の継続的な取組等により、一般管理費及び業務経費の縮減に努めた。

Ⅲ 評定の根拠

根拠	理由
業務の電子化に関する取組	<p>【中退共システム再構築】</p> <p>スケジュール通り令和4年4月から基本設計工程を開始し、令和5年3月末にユーザーが接する部分である業務設計を終了した。帳票、画面等の業務仕様を決定する同工程では、業務部門の参画が必須であるが、年度中累計346回、延べ714人に及ぶ会議への出席や約840種類の帳票、約130個の画面等の仕様決定、成果物の確認など全面的な協力を得ている。</p> <p>また、理事長をはじめ役員は、隔月の進捗会議の他、重要会議に随時出席、進捗管理と機動的な方針決定によりプロジェクトの円滑な進捗に努めた。さらに、機構、PMO支援業者、設計・開発業者のトップマネジメントによる代表者会議を定期的開催、各社のコミットメントを確認し、非常時の追加的資源投入など社を上げた支援の意向を取り付けるなど、組織を挙げてプロジェクトの推進に取り組んでいる。</p> <p>以上のような取組により、再構築完了に向けて着実に作業が進捗している。</p> <p>【建退共電子申請方式導入】</p> <p>建退共制度における電子申請方式による掛金納付について、情報系システムと業務系システムとの物理的分離等を図ったシステム構築を完了し、令和3年3月より本格的稼働を開始した。令和4年度は、普及促進活動を展開するとともに、共済契約者からの要望を基に、電子申請サイトの体験版を構築することにより、未利用者においても電子申請システムの操作を試すことができるよう利便性の向上を図った。さらに、利用者からの要望を基に「建設キャリアアップシステム」に蓄積された就業履歴情報等を元請及び一次下請が一括して就労実績報告作成ツールに登録できるよう「元請・一次下請一括作業方式」の機能を追加し、元請・下請間のデータファイルの授受や二次下請以降の作業を軽減し、事務の簡略化・迅速化となる改修を行った。</p> <p>上記の改修を実施した結果、令和5年3月の電子申請による掛金納付率は4.3%となり、対前年同期比で2.0%上昇した（令和4年3月実績2.3%）。</p>
契約の適正化の推進	<p>公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構の「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施した。また、契約監視委員会等を通じて、契約の適正な実施について点検を受けるとともに、競争性のない随意契約に係る契約情報をホームページに公表した。</p> <p>契約については、原則として一般競争入札によるものとし、企画競争方式や公募方式を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施した。</p> <p>公告期間の延長、十分な履行期間の確保及び競争参加資格等に過度の制限を設けないよう要件を点検するなどの取組により、令和4年度における一者応札の件数は、前中期目標期間における一者応札の平均件数（36件）を大幅に下回る実績（17件（うち支部関係4件））を達成した。</p>

参考事項

1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等

- 諸手続・事務処理等の再点検を行い、加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図った。
[主な改善実績]
 - ・代理店（金融機関）専用ページをリニューアルし、頻度の高い問い合わせを“Q & A”として掲載するとともに、代理店が使用する様式等のダウンロードを可能とし、利便性を高めることで代理店事務担当者の利用を促し、代理店からの問い合わせの削減を図った。
 - ・誰でも電子申請システムの操作を試すことができるように、電子申請専用サイトの体験版を構築した。
 - ・新規加入者の事務手続きの簡素化を図るため、建退共の共済契約申込をした事業者に対し、契約締結と同時に電子申請方式の受付も行う、システムを利用するためのIDとパスワードを通知する仕組みを確立した。
- 調達等合理化検討チームにより、安易な随意契約で経費が増大しないように審議した（23件）。

2 業務運営の効率化に伴う経費削減

【指標】 一般管理費（削減率）	中期期間目標値： 15%以上
【指標】 業務経費（削減率）	中期期間目標値： 5%以上

[参考]

一般管理費：平成29年度予算額	(215,782千円)	
令和4年度実績額	(125,852千円)	[削減率41.7%]
業務経費：平成29年度予算額	(4,363,378千円)	
令和4年度実績額	(3,916,420千円)	[削減率10.2%]

3 給与水準の適正化

- 総人件費については、超過勤務管理の徹底等を行いつつ、政府の取組を踏まえて適切に対応した。
- 諸手当については、国に準拠して支給しており、機構独自の手当等は設けておらず、支給水準も国を超えるものは存在しない。
- 東京都特別区に勤務する職員に支給する特別都市手当（国家公務員の地域手当に相当）については、国家公務員の支給割合（20%）よりも低い水準に留めている。
- 機構の令和4年度における給与水準について、以下のとおり検証した。
 - ・年齢のみで比較した対国家公務員指数は112.0となっているが、当機構の勤務地域は東京都特別区であり、勤務地に応じて支給される手当（特別都市手当）の額が国家公務員に支給される手当（地域手当）の額の平均よりも高く、また、職員の大卒者の割合が国家公務員よりも高いことによるものである。なお、年齢に加え、地域の要素を考慮した地域勘案指数では100.0、年齢に加え地域及び学歴の要素を考慮した地域・学歴勘案指数では99.2となっており、いずれの指数も国家公務員と均衡ないしは下回っている（令和5年6月末に機構ホームページにおいて公表）。

参考事項

4 業務の電子化に関する取組

○ 中退共電算システム再構築に係る役職員の参画状況

令和4年度は、基本設計工程が開始され、業務設計を完了した。本工程では業務部門各課がプロジェクト担当者を指名して全面的に協力、業務仕様の確定や、成果物の検証を行った。

この間、役員も、システム担当役員が殆どの会議に出席しているほか、理事長が隔月のステアリングコミッティー等節目の会議に出席し、工程の開始・終了判定など重要事項の決裁を行うなど、役職員一丸となってプロジェクトを進めている。

以上のような取組により、再構築完了に向けて着実に作業が進捗している。役職員の会議参加の状況は下記の通り。

会議体参加状況 (令和4年度中)	参加延べ人数 (開催回数346回)
理事長	12人
役員	221人
職員	3,179人
うち業務部門	714人

○ 建退共制度における電子申請方式の導入に係る進捗状況

安全かつ確実な稼働と情報セキュリティの確保に万全を期すために、システムのセキュリティ要件を明確化し、情報系システムと業務系システムとの物理的分離等を図ったシステム構築を完了し、令和2年10月からの試行的実施を経て、令和3年3月より電子申請方式を本格的に導入した（電子申請方式導入企業 令和2年度末：887社、令和3年度末：7,750社、令和4年度末：16,157社、申込率9.3%（共済契約174,575社））。

電子申請専用サイトの改修を実施した際に、セキュリティ強度を確認するため、ペネトレーションテスト（※）を実施したところ、AAA（脆弱性なし）の診断を受けた。

また、共済契約者からの要望を基に、電子申請サイトの体験版を構築することにより、未利用者においても電子申請システムの操作を試すことができるよう利便性の向上を図った。

さらに、利用者からの要望を基に「建設キャリアアップシステム」に蓄積された就業履歴情報等を元請及び一次下請が一括して就労実績報告作成ツールに登録できるよう「元請・一次下請一括作業方式」の機能を追加し、元請・下請間のデータファイルの授受や二次下請以降の作業を軽減し、事務の簡略化・迅速化となる改修を行った。

上記の改修を実施した結果、令和5年3月の電子申請による掛金納付率は4.3%となり、対前年同期比で2.0%上昇した（令和4年3月実績2.3%）。

また同方式の普及に向けて、都道府県別、元請・下請別、労働者向け、各企業とその協力会社向けなど各ニーズに応じた説明会を実施した。

※ ペネトレーションテスト・・・コンピューター・システム内の脆弱性を検出するために、疑似サイバー攻撃を実行するセキュリティー・テスト

評価項目No. 3-1 財務内容の改善に関する事項

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 平成30年度：B 令和元年度：B 令和2年度：B 令和3年度：B)

I 中期目標の内容

第3 財務内容の改善に関する事項

○今後行われる予定の財政検証に基づき累積欠損金の処理等で定めた事項（評価項目No.1-4 I (1)）に基づき、着実な累積欠損金の解消を図ること。また、業務運営の効率化に関する事項で定めた事項（評価項目No.2-1）を考慮した中期計画の予算を作成し、当該予算の適切な管理を通じた運営を行う。

II 指標の達成状況

目標(指標に関連する項目を箇条書きで簡潔に記載すること)	指 標	令和4年度		令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
		実績値	達成度	達 成 度			

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること) 同一指標で 2年続けて 達成度が120%以上又は80%未満の場合は、 目標変更の要否 についても記載すること。

Ⅲ 評定の根拠

根拠	理由
累積欠損金の着実な解消	<p>令和2年11月に策定した「累積欠損金解消計画（令和2年）」に沿って、着実な累積欠損金の解消に努めた結果、令和4年度末における累積欠損金は、△486百万円となり、累積欠損金解消計画で定める累積剰余金目安額△723百万円を上回った。なお、令和4年度は当期損失が180百万円となったため、累積欠損金額が前年度△306百万円より拡大したが、これは運用環境の悪化等により委託運用部分の収益が伸び悩んだためであり、一方、運用環境のよかった令和2年度の同収益は大きく伸びていたため、令和4年度末はトータルとして累積剰余金目安額を上回る結果となっている。</p> <p>また、令和4年度末は累積剰余金目安額を上回る結果となったが、累積損失を抱える財務状態としては過大なリスクを抱えた基本ポートフォリオで運用を行う中、毎年のパフォーマンスは振れが大きくなっており、累積損失額が再び大きく膨らむリスクを内包している。このようなリスクを抱える中、P31評定の根拠「加入促進対策の効果的実施」に記載したとおり、加入促進も非常に厳しい状況にあることから、改めて制度のあり方の検討が必要と考えられる。</p>
業務運営の効率化に考慮した予算の作成、管理	<p>中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、平成29年度予算（今中期計画から削減対象外とした経費を除いた額）と比較して、一般管理費15%以上減及び業務経費5%以上減とした中期計画予算を踏まえた令和4年度予算を策定し、当該予算の適切な管理を通じた運営を行った。</p> <p>*削減対象外経費（水道光熱費、事務室借料、システム関連経費、新規事業など）</p>

評価項目No. 4-1 その他業務運営に関する重要事項

自己評価 **A**

(過去の主務大臣評価 平成30年度：B 令和元年度：B 令和2年度：B 令和3年度：A)

I 中期目標の内容

1 内部統制の強化

- 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づく業務方法書に定める規程を適時適切に見直し、各種会議及び研修等を通じて、役職員で認識を共有すること。
- 内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うこと。

2 情報セキュリティ対策の推進等

(1) 情報セキュリティ対策の推進

- サイバーセキュリティ基本法の改正及び政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、各種規程の整備、研修・教育等を行いつつ、インシデント発生時の迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制及び手順の確立・浸透を図ること。また、システムの運用委託先において、機構のインシデント発生時等に同法等に基づき適切な対処がなされるよう、リスク管理体制の強化を図ること。
- 上記の対策の実施状況を毎年度把握し、P D C Aサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。

(2) 災害時等における事業継続性の強化

- 災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化するための対策を講じること。

3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携

- 退職金共済事業と財産形成促進事業の利用促進対策を効率的かつ効果的に行うため、加入促進対策を相互活用すること。特に、機構の強みである中小企業との結びつきの強さを、中小企業の利用率が低下している財形持家融資制度の利用促進に活用すること。
 - ・中退共の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会をとらえて、毎年度15回以上、財形持家融資制度の利用促進を図ること。

4 資産運用における社会的に優良な企業への投資

- 各退職金共済事業の資産運用において、安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、社会的に優良な企業に投資を行うことで、労働環境の改善及び雇用の安定に寄与する仕組みについて、機構の特性を踏まえてどのように実施できるかを検討し、2018（平成30）年度末までに結果をとりまとめ、可能な場合は実施すること。

II 指標の達成状況

目標(指標に関連する項目を箇条書きで簡潔に記載すること)	指 標	令和4年度		令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
		実績値	達成度	達 成 度			
退職金共済事業と財産形成促進事業との連携 ○退職金共済事業と財産形成促進事業の利用促進対策を効率的かつ効果的に行うため、加入促進対策を相互活用すること。特に、機構の強みである中小企業との結びつきの強さを、中小企業の利用率が低下している財形持家融資制度の利用促進に活用すること。	・中退共の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会をとらえて、毎年度15回以上、財形持家融資制度の利用促進を図ること。	25回	166.7%	160.0%	26.7%	93.3%	100%

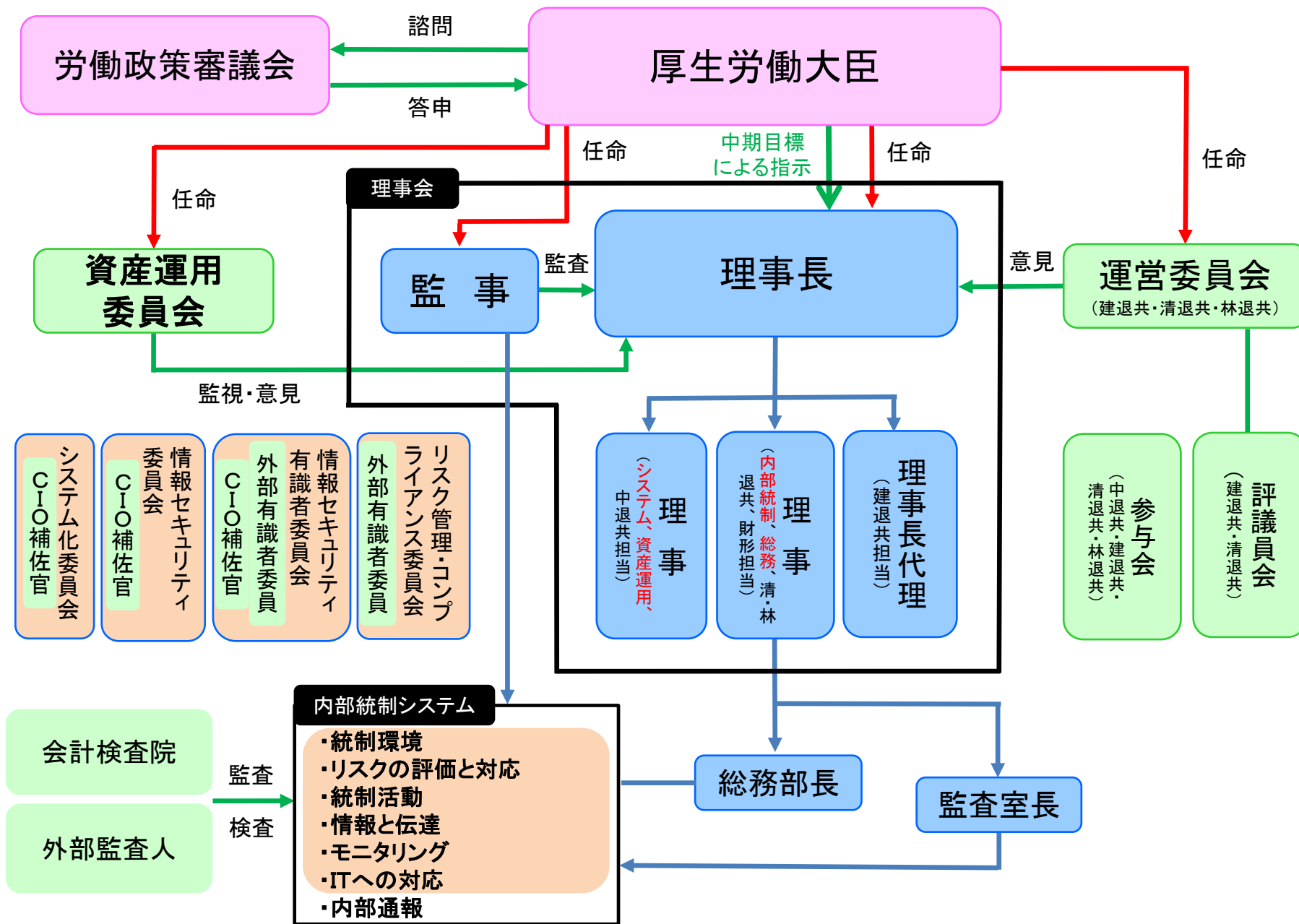
要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること)同一指標で 2年続けて 達成度が120%以上又は80%未満の場合は、 目標変更の要否 についても記載すること。
退職金共済事業と財産形成促進事業との連携	③新型コロナウイルス感染拡大防止及び機動性、効率性の観点から、会場での対面型説明会ではなくWEB会議方式による説明会を開催した(25回)。WEB上での開催により、遠隔地からの参加が可能になり、参加者の裾野拡大に繋がった。 なお、次期中期目標においては指標が変更となり、利用促進に係る他の取り組みと組み合わせた目標となったところである。

Ⅲ 評定の根拠

根拠	理由
内部統制の強化	機構が将来の退職金給付の貴重な原資と大量の個人情報に託されている公的機関であること、また金融を業とする法人であることを踏まえ、毎月の理事会、業務運営・推進会議等において、機構職員には高い職業倫理が求められていることを理事長が発信し、統制環境の確立を図った。また、監事による監査をはじめ、平成27年4月の独法通則法改正の趣旨を踏まえ、機構のガバナンス体制強化のために設置した各委員会（P51参考事項参照）の有識者委員による助言等、外部モニタリングに基づき統制を図った。さらに、インシデントへの備えとしてリスクマップの更新を行い、業務上のリスク及び影響範囲並びに対応方法を適時適切に見直した。
情報セキュリティ対策の推進等	各種規程の整備やインシデント手順書等の整備として、保有個人情報を含むCD、DVD等の記録媒体を適正に管理するため、新たに「CD・DVD等の管理・使用に係る取扱要領」を整備し、管理体制の確保を図った。また、インシデント発生への備えとして標的型メール訓練、LANケーブル抜線訓練等の訓練実施、情報セキュリティに係る研修を必ず受講させ、運用面からの体制強化につなげた。また、システムの委託先事業所からは定期的に保守報告を受け、情報共有と意見交換を行いリスク管理体制の強化を図った。さらに、セキュリティ対策の実施状況のモニタリング及び今後の改善については、情報セキュリティ委員会において、実施状況の報告及び今後の課題等について審議を行い、適切に管理を行った。
資産運用における社会的に優良な企業への投資	資産運用における社会的に優良な企業への投資については、資産運用委員会での議論を踏まえ、特定のファンドへの新規投資や投資回収の実施については見送り、当面は、エンゲージメントの形で実施する方針としている。 具体的なエンゲージメントは、公的機関のアセットオーナーとして、実務レベルのスチュワードシップ活動報告会と運用受託機関親会社トップマネジメントとの面談の形で実施している。令和4年度は、運用機関11社から活動報告を受け、13社とトップ面談を実施した。その中で、中小企業の福利厚生向上と振興を目指す機構として、社会（S）要素の関係では、大企業だけでなく中小企業や非正規労働者も含めた労働環境の改善や多様性への取組が重要との意見を表明した。また、環境（E）要素についても、林退共の運営主体として、炭素ガスの排出量削減だけでなく吸収を図ることが必要であり、その方策として日本の国土の3分の2を占める森林を、日本固有の里山文化も活かして活用することの意義について発信した。加えて、カーボンニュートラルに向けた施策、ルール、政策の決定において、本邦固有事情を勘案することの重要性について問題意識を広く共有した。これらの活動は5年目を迎えて定着、エンゲージメントの内容も年々、深化している。トップ面談先からも貴重な情報・認識共有の機会として歓迎され、資産運用委員会からも高く評価された。

勤労者退職金共済機構におけるガバナンス体制



評価項目No. 5-1 予算、収支計画及び資金計画・短期借入金の限度額・重要な財産を譲渡し、または担保に供しようとするときは、その計画・剰余金の使途・職員の人事に関する計画・積立金の処分に関する事項

自己評価 B (過去の主務大臣評価 平成30年度：B 令和元年度：B 令和2年度：B 令和3年度：B)

※目標がないため、以下については計画より記述

第6 短期借入金の限度額

- 1 限度額
- ① 中退共事業においては 20億円
- ② 建退共事業においては 20億円
- ③ 清退共事業においては 1億円
- ④ 林退共事業においては 3億円
- ⑤ 財形融資事業においては 391億円
- ⑥ 雇用促進融資事業においては 0.1億円

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
なし

第8 剰余金の使途

財形勘定における決算において剰余金が発生したときは、財産形成促進事業の金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てること。

第9 職員の人事に関する計画

方針

- ① 職員の採用に当たっては、意欲や能力の高い人材をより広く求めること。
- ② 職員の資質や能力向上を図るため、専門的、実務的な研修等を実施すること。
- ③ 多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を積極的に実施すること。

第10 積立金の処分に関する事項

前期中期目標期間繰越積立金は、中退共事業等勘定、特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定、財形勘定及び雇用促進融資勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。

- ① 退職金共済契約又は特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業
- ② 前記①の業務に附帯する業務
- ③ 財産形成促進事業
- ④ 雇用促進融資事業

II 指標の達成状況

目標(指標に関連する項目を簡条書きで簡潔に記載すること)	指 標	令和4年度		令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
		実績値	達成度	達 成 度			

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること) 同一指標で 2年続けて 達成度が120%以上又は80%未満の場合は、 目標変更の要否 についても記載すること。

III 評定の根拠

根拠	理由